

国土調査法19条5項指定申請及び 地籍整備推進調査費補助金について

国土交通省 中部地方整備局

用地部 用地企画課

令和6年7月4日

本日の説明内容

1. 国土調査法19条5項指定申請の概要
2. 地籍整備推進調査費補助金について
3. 指定申請手続きについて（留意事項等）

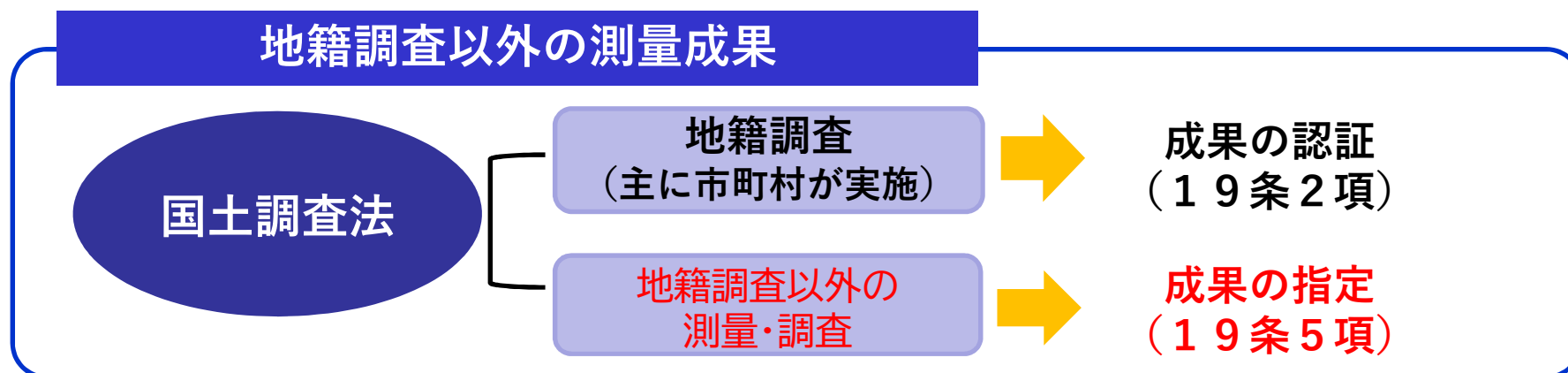
国土調査法19条5項指定とは？

○ 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）（抄）

（成果の認証）

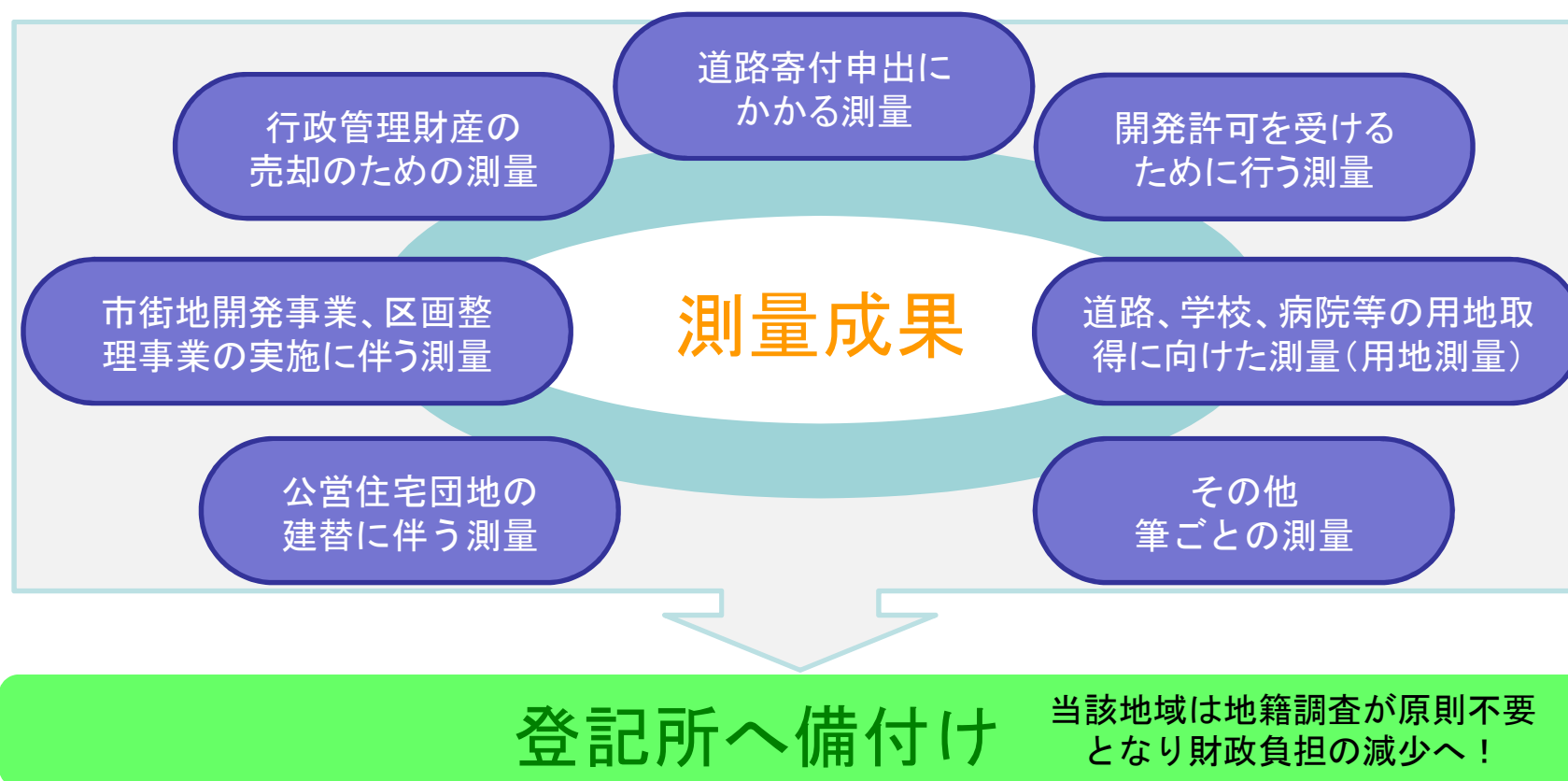
～第19条5項～

国土調査以外の測量及び調査を行つた者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた**国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さ**を有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された**国土調査の成果と同一の効果がある**ものとして指定することができる。



国土調査法19条5項指定とは？

国土調査法では、土地に関するさまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが国土調査と同等以上の場合に、当該成果を国土交通大臣等が指定することにより国土調査の成果と同様に取り扱うことができることとしており、これを「19条5項指定」と呼んでいます。



不動産登記法における「地図」

登記所備え付け地図

不動産登記法 第14条(地図等)

登記所には、**地図**及び建物所在図を備え付けるものとする。 ←14条1項地図

2 前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。

3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、**地図に準ずる図面**を備え付けることができる。

←14条4項地図

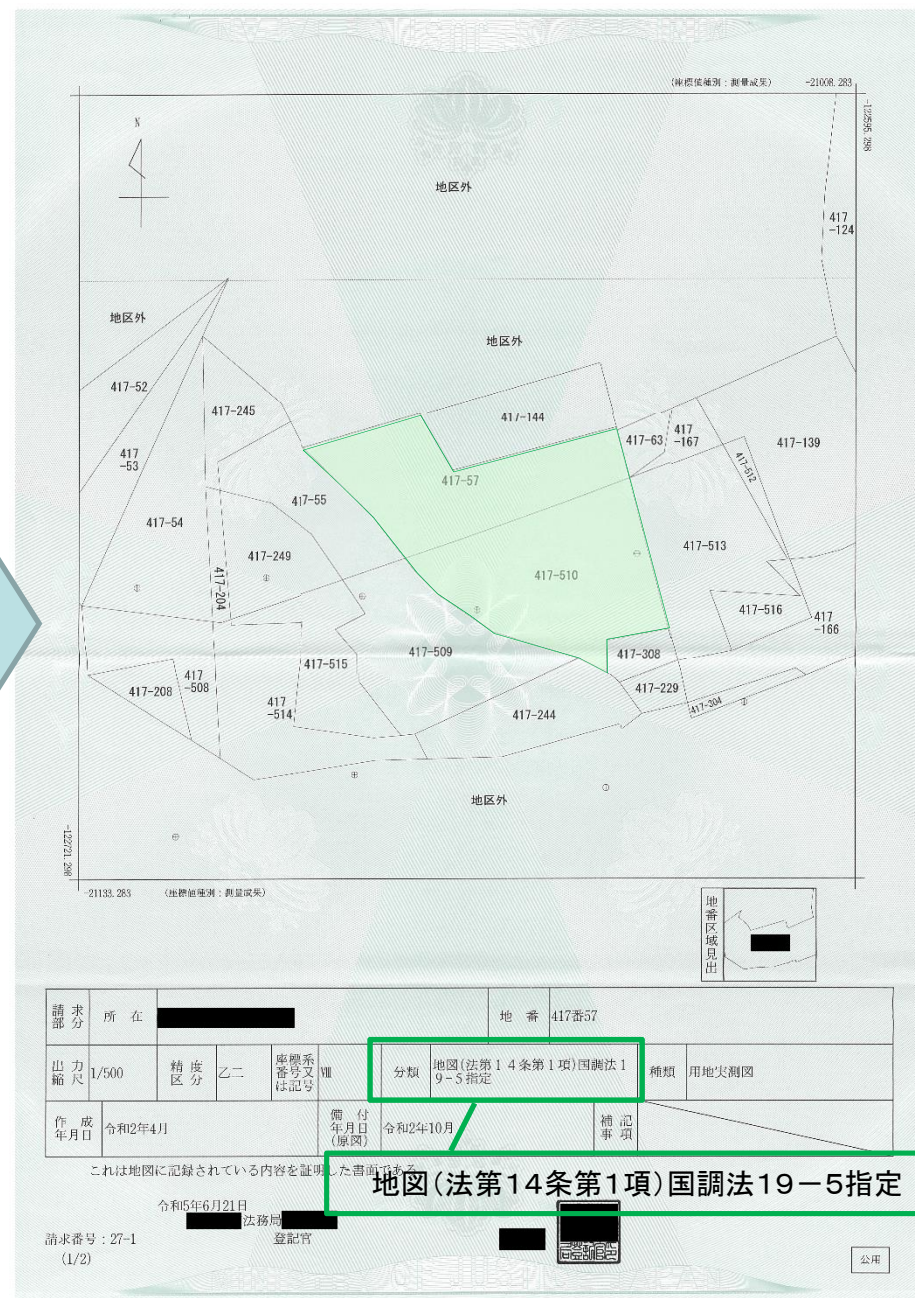
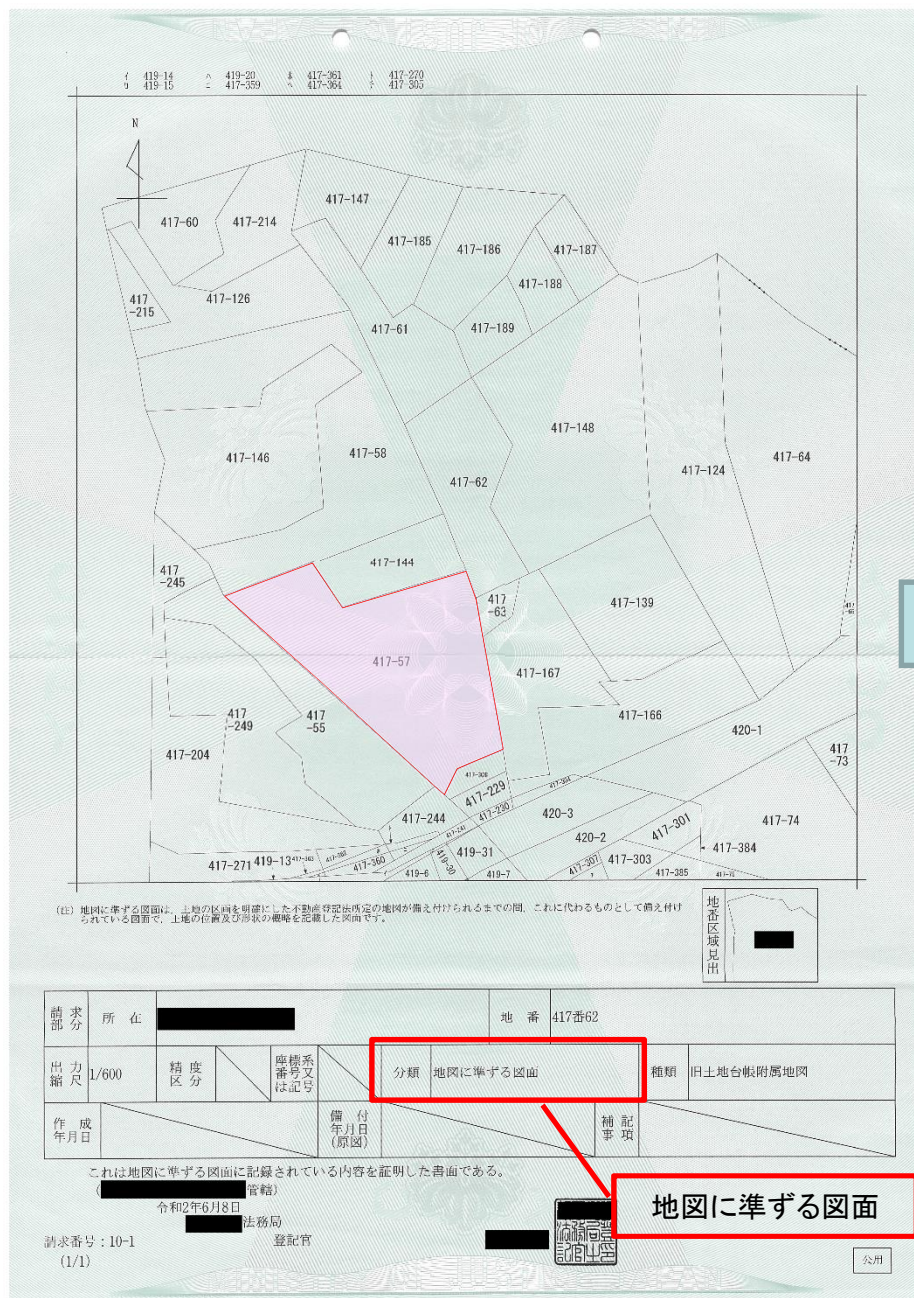
5 前項の地図に準ずる図面は、一筆又は二筆以上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。



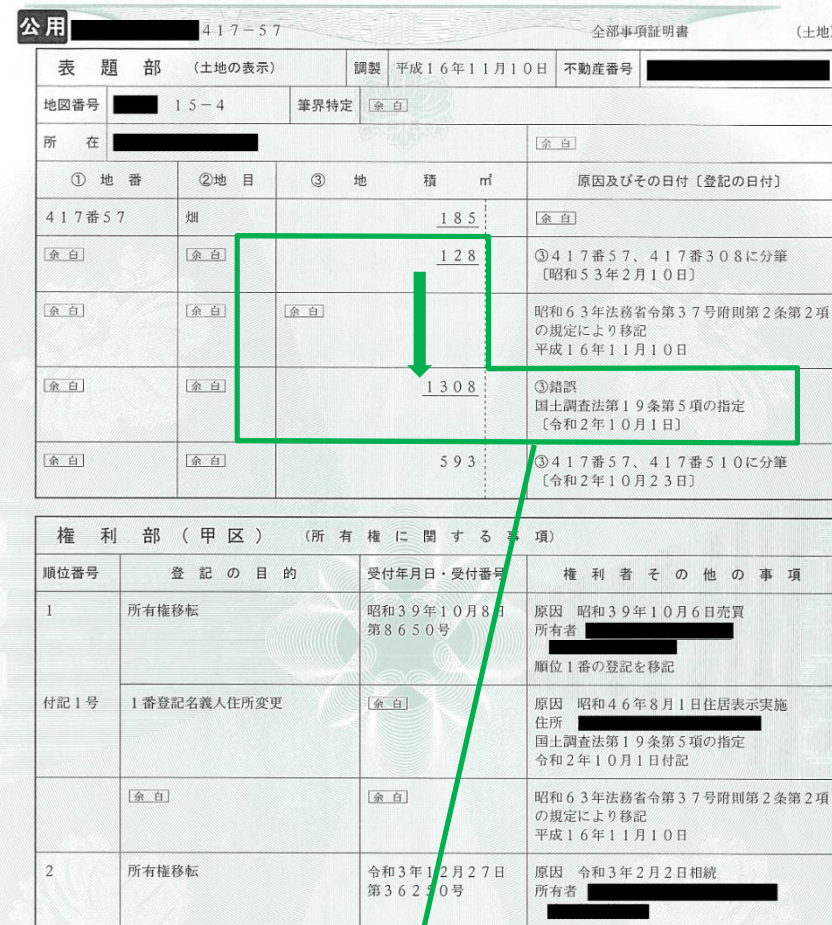
14条1項地図のイメージ

(出典:法務省ホームページ) 4

公図(地図に準ずる図面・地図)



国土交通省



③錯誤

国土調査法第19条第5項の指定

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年6月21日
[redacted] 支局

登記官

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D42676—(1/2)

14

19条5項対象事業

＜精度の高い測量・調査が行われている事業＞

現在、法令に基づく一定の事業については、当該事業に係る登記に必要な土地の所在図について19条5項指定を受けることが規定されています。また、土地区画整理事業及び土地改良事業については、それぞれ通達により指定の申請を行うこととされています。

◆法令により指定の申請が義務づけられている事業

- ・新住宅市街地開発事業
- ・工業団地造成事業
- ・流通業務市街地整備事業
- ・沖縄県位置境界の明確化事業

◆通達により指定の申請を推進している事業

- ・土地区画整理事業
- ・土地改良事業

その他の民間開発事業等についても、必ずしも法令により19条5項指定を受けることが義務づけられてはいませんが、19条5項指定を受けていない場合は地籍調査事業の対象となり、その際に、当時の測量成果が有効に利用できず土地の境界確認に多大な労力を要する場合があります。

◆その他

- ・市街地再開発事業
- ・民間開発行為（都市計画法）
- ・その他民間の任意開発事業

国としては、民間事業者に対して、出来る限り19条5項指定の申請を行っていただくようお願いしています。

- ・公共事業の実施に伴う用地測量（平成24年度より）
- ・民間事業者等の測量成果（平成25年度より）

指定の対象は？

19条5項指定の対象となる測量・調査については、開発規模や事業者等の制限はなく、原則として、連続する土地の面積が500㎡以上であり、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることが可能です。



※ 指定申請を前提に測量を行おうとする際には、事前に登記所へ14条地図としての備え付けの可否について確認をお願いします！

※借地目的の測量、庁舎等敷地、公園、グラウンド敷地等の測量成果も対象となります。

登記所の正式地図となります。

区画整理や宅地開発等に伴う土地の異動について登記を行う場合に、国から登記所に指定書が送付され、登記所における正式な地図（不動産登記法14条1項の地図）として備え付けられます。

これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果の散逸がなくなります。

測定の信頼性が高まります。

19条5項指定により、測定の基準や測定上の誤差の限度等について一定の条件を満たしていることが確認されるため、当該測定・調査が極めて正確であることが公証され、信頼性が高まります。

正確な地図を作成することにより、近隣との境界争いが未然に防止され、将来土地の売買等を行う場合も円滑に行うことができるようになります。

19条5項指定制度のメリットは、地方公共団体、民間事業者、個人等の立場によって異なるが、様々な効果が期待できます。

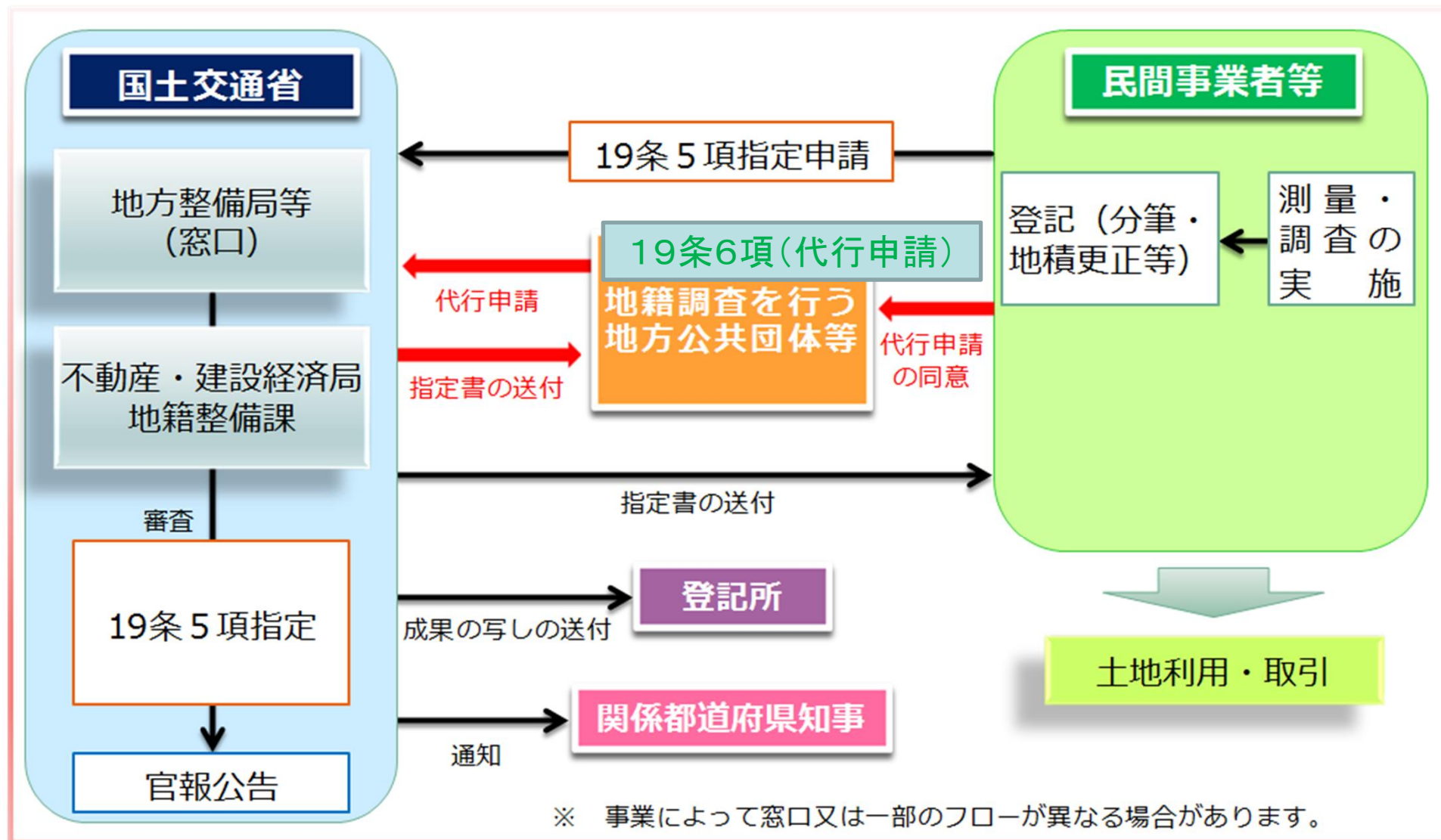
◆様々な効果

- ・土地境界トラブル防止
- ・測量・調査の重複実施の防止
- ・土地取引の円滑化
- ・災害時の復旧・復興の迅速化
- ・土地利用の活性化 など



19条5項指定申請の流れ

一般的な19条5項指定の流れ

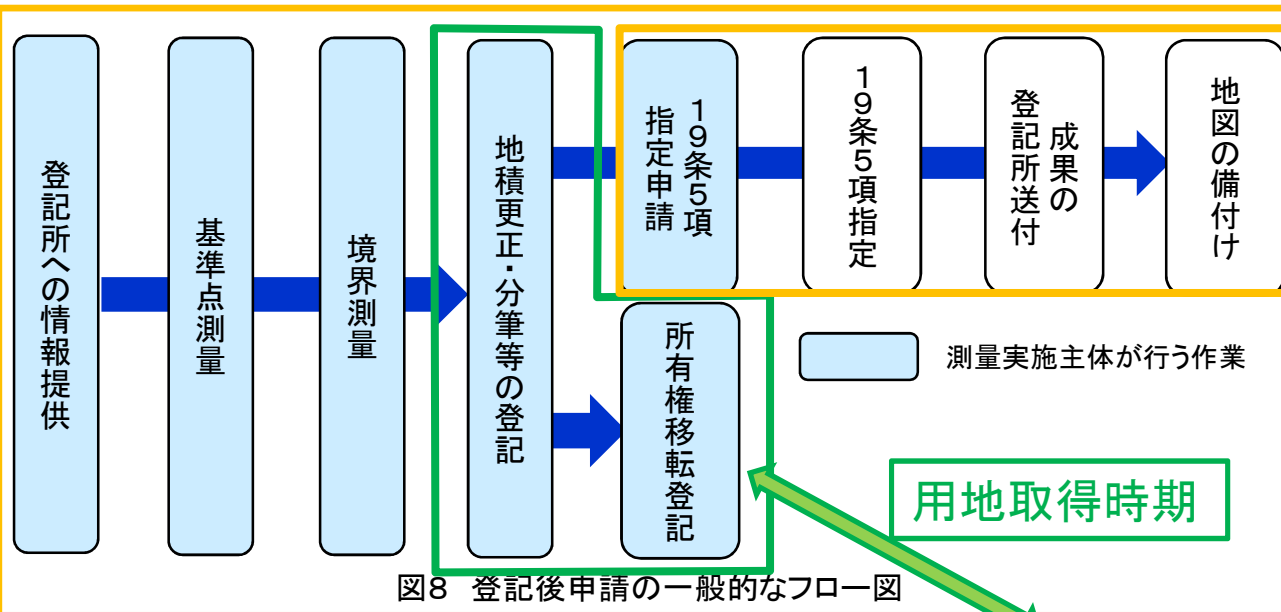


19条5項指定申請の流れ

登記後申請 (一般的)

根拠通知

「国土交通大臣宛ての国土調査法第19条第5項の認証の申請の手続について」
(R2.7.13付け国不籍第57号)

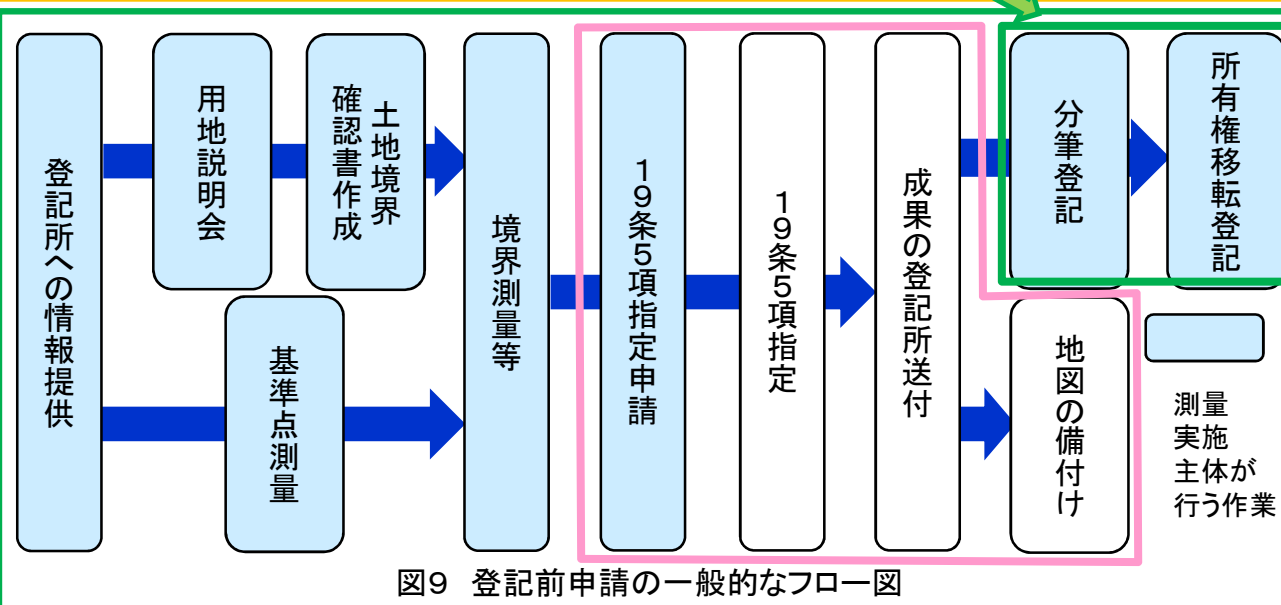


登記前申請

(国・地方公共団体による公共事業に伴う用地測量が対象)

根拠通知

「用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について」
(H24.3.9付け国土籍第544号・国土用第45号)(H25.3.13付け国土籍第640号)



(出典:「国土調査法第19条第5項指定申請の手引き」)

【登記前申請】

◆測量完了後、指定に必要なとなる図書を申請していくこととなります。（一筆測量を実施していない土地（広大地）は指定対象となりません。）

19条5項指定、登記所での地図の備え付けが完了するまで、測量実施個所の分筆登記は行えません（※）。

（2～3カ月要すこともあります。）

※分筆登記が実施されてしまいますと、図書の修正が必要となってしまいます。

■測量後の後続の用地取得等事業のスケジュール確保が重要となります。

【登記後申請】

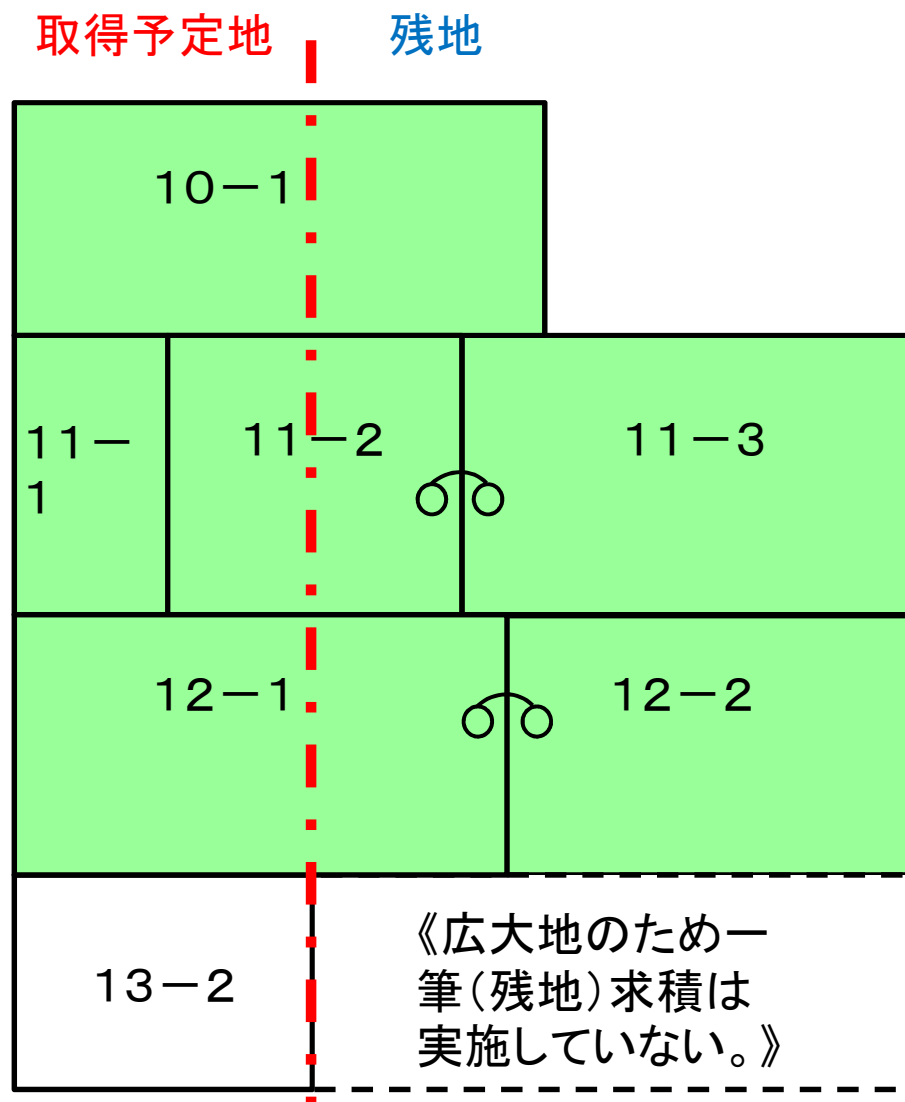
◆取得等の実施後（分筆登記により公簿面積と実測面積が一致された後）に指定に必要なとなる図書を申請していくこととなります。

※全筆取得（公簿面積で取得）された土地については、実測面積に地積更正登記を実施してもらう必要があります。

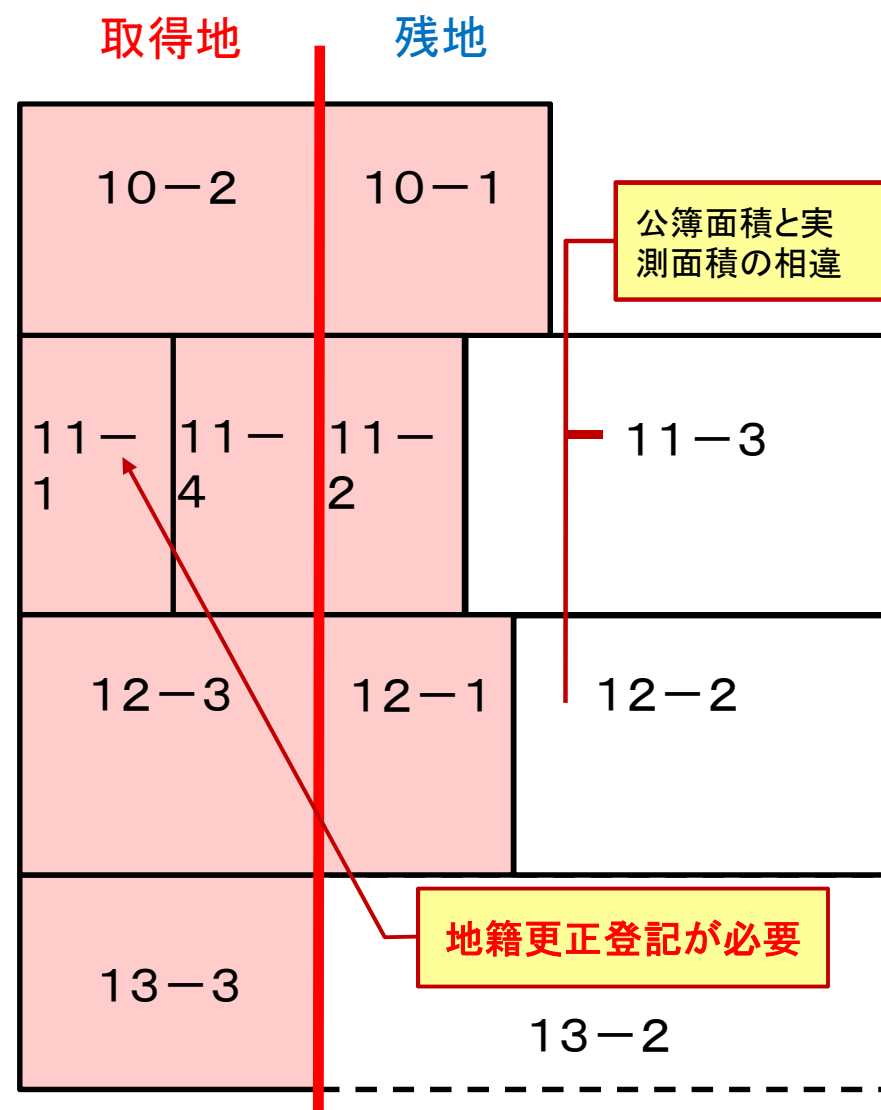
■一団として測量した隣接地は、公簿面積と実測面積を一致させることができないため、指定対象から外れることとなります。

「登記前」、「登記後」申請の範囲について

【登記前申請】の対象可能範囲



【登記後申請】の対象可能範囲



2. 地籍整備推進調査費補助金について

地籍整備推進調査費補助金制度の概要

地方公共団体、民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、**19条5項指定申請に必要な測量・調査、成果の作成**に係る経費に対し補助する制度

→ 成果が地籍調査と同等以上の精度又は正確さを有することが必要

- 平成25年度から、国が**民間事業者等による調査・測量に対して直接補助**することができるよう制度を拡充

- 補助金の応募要件

事業主体：**地方公共団体、民間事業者等**

※ 事業を委託する場合でも応募可能

※ 国調法19条6項の代行申請の場合でも応募可能

対象地域：**D I D（人口集中地区）又は都市計画区域**

※ ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項に規定する地図が備え付けられている地域を除く。

面積要件：一地区当たり**500㎡以上**

補助率：**地方公共団体 1 / 2 以内（直接補助）**

※19条6項による代行申請の場合は定額

民間事業者等 1 / 3 以内（間接補助）

※ ただし、地方公共団体の補助する額の 1 / 2 が限度（地方公共団体が補助制度を設けていることが必要）

民間事業者等 1 / 3 以内（直接補助）

地方公共団体



民間事業者等
（間接補助）



民間事業者等
（直接補助）



地籍整備推進調査費補助金(パンフレット)

補助対象経費

Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

A

19条5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限りします。



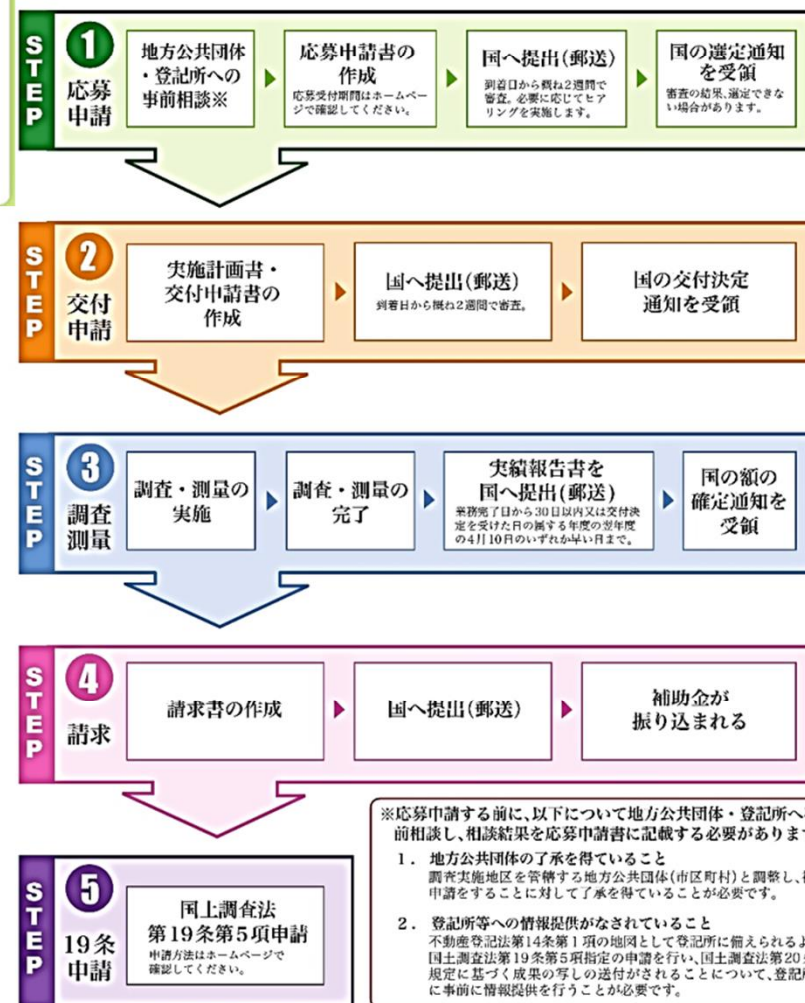
民間事業者の直接補助の例

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は500万円+100万円×1ha=600万円となる。
国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、600万円×1/3=200万円が国の補助金の限度額となる。

○地区当たりの補助対象経費に限度額が設けられております。地区当たりで、「調査計画作成」は20万円、「成果作成」は30万円、そのほかの「既存資料等収集・整理」「現況調査」「境界確認」「予備調査」に該当する行為に要する経費については、補助対象面積により限度額が変わってきます。

補助金を受けとるまでの流れ

- 民間事業者等の直接補助申請 ▶▶▶ ①・②・③・④・⑤
- 民間事業者等の間接補助申請(申請する地方公共団体によって異なります)
- 地方公共団体の申請(STEP 2から) ▶▶▶ ②・③・④・⑤



地籍整備推進調査費補助金(申請のイメージ)

○補助対象事業は、当該年度中に行われるものが対象となりますが、**複数年度にわたる事業についても補助対象**となります。※この場合、各年度ごとに申請手続きが必要です。

<申請イメージ(例)>

①単年度事業の場合

令和6年度

②複数年度にわたる事業の場合

令和6年度

令和7年度



※複数年度にわたる事業について19条5項指定申請をする場合は、

- ・ 事業完了後全ての実施地区を一括して申請
- ・ 各年度単位の実施地区ごとに申請のいずれでも構いません。

【補助金要望・測量着手時点】

- ① 補助金交付年度内に当該年度内の測量業務が完了することが必要です。（※単年度発注）

〔補助金交付年度の実績報告書に4級基準点以上の『審査書』及び『境界点間精度管理表』の写し等の提出が必要となります。〕

【測量実施時点】

- ① 4級以上の基準点設置を行う場合は、地理院への計画書の提出、基準点測量成果の提出を行い、基準点の『審査書』（不適切事項の記載がないもの）の受領を行っていくことが必要となります。

〔実績報告書にも『審査書』等の写しの添付が必要。（第三者機関の「検定証明書」でも実績報告に関しては可能です。）

上記事項を測量実施者にしっかりと伝えていただくことと、測量業務の工期末を待たずに「審査書」を受けてもらう事のお願いも合わせて行ってください。

（工期末（年度末）になって地理院の審査を受けていると、実績報告時に間に合わない可能性が大きいです。）

- ② 〇〇市公共測量作業規程（自治体さんが地理院に登録されているもの）に基づいて測量を実施してもらう必要があります。

土地家屋調査士が測量を行う場合も発注市の「〇〇市公共測量作業規程」が好ましいです。

- ③ 地理院への基準点測量成果の提出にあたっては、事前に第三者機関の「検定証明書」を受けておくことが望ましいです。（ただし、地理院の助言に基づく「検定」の実施でない場合は、その費用は補助の対象とはなりません。）

『審査書』『検定証明書』とも、規程違反をしている測量成果でも不適切な事項の記述がされて書面が発行されますが、規程違反をしている成果では19条5項指定指定の認証が得られません。

3. 19条5項指定申請手続きについて (留意事項等)

留意事項(権利調査から用地測量着手まで)

①測量範囲の概要把握

- I 測量の範囲について公図調査を行い、14条1項地図が整備されているかどうか確認する。
(整備されている場合は、公図の分類欄に「地図(法第14条第1項)」と記載されている。)
- II 測量に使用する基準点が、公共測量の手続きがされているか確認する。

②登記所へ事前相談

- I 登記官への情報提供及び打合せを実施する時期は、用地測量の発注前とし、なるべく早い段階で実施する。
なお、主な情報提供及び打合せ内容は以下のとおり。
 - i 用地測量の着手から19条5項の指定までの期間を考慮し、備付図面の送付時期を登記官に伝える。
また、備付作業中は、分筆・所有権移転登記は不可となるため、用地買収時期までに備付作業が完了となるか、登記官に確認する。
 - ii 測量する範囲を登記官に示し、備付けの可否について確認する。

③説明会等の開催

- I 事業説明会その他の用地測量に関する説明時に、土地所有者に対して用地実測図を登記所に備え付ける予定であること並びに測量した結果に基づき、登記されている土地の地目、地積、土地所有者の住所及び氏名の情報が変更される場合がある旨、説明する。(固定資産税の面積にも関連する。)

④測量業務の発注

- I 19条5項の申請にあたり必要な業務内容及び業務費を測量業務の仕様及び設計書に盛り込む。

申請書一覧(登記前申請・登記後申請)

登記前申請

1. 申請書一覧

書類名	様式番号	備考
申請書	① ●	定型様式
申請書添付書類		
総括表	② ●	定型様式
申請地域の位置図	③ ●	申請地域を含めた図面
地図関係		
用地実測図	④-1 □	用地測量の業務において作成した用地実測図
地図一覧図	④-2 ●	「登記所送付用地図」が複数枚になる場合、それぞれの地図がどのような位置関係にあるか分かる図面
登記所送付用地図	④-3 ●	登記所に送付する地図、筆界、長狭物、地番等を表示したもの。
基準点関係		
基準点測量網図	⑤-1 □ ⑤-2 □	基準点を測量した際の網図
基準点測量精度管理表	⑥ □	基準点測量の精度が確認できる管理表
測量法第 41 条の規定による審査書の写し	⑦ □	国土地理院が発行する審査書
境界点関係		
境界点間距離の精度管理表	⑧ □	境界点間距離の測量精度が分かる資料
面積計算書	⑨ □	境界点の座標値から計算した筆面積の分かる資料
簿冊		
指定申請調査簿	⑩ ●	地籍簿の様式を定める省令に準じて作成
公図連続転写図	⑪ □	登記所から入手した公図を基に作成
土地全部事項証明書	⑫ □	登記所から入手した土地全部事項証明書
境界立会依頼書	⑬-1 □	所有者等に境界立会を依頼した文書
土地境界確認書	⑬-2 □	所有者等の立会により境界を確認した書類
境界立会委任状	⑬-3 □	代理人が境界立会した場合の委任状

「●」… 指定申請のため新たに作成する書類

「□」… 用地測量の業務において作成される書類

登記後申請

1. 申請書一覧

書類名	記載例の番号	種別	提出部数	備考
申請書	①	●	1	定型様式(別紙様式1)
申請書添付書類				
総括表	②	●	1	定型様式(別紙様式2)
申請地域の位置図	③	□	1	申請地域の位置が分かる図面
基準点測量関係				
基準点測量網図	④	□	1	基準点を測量した際の網図(各等級ごと)
基準点測量精度管理表	⑤	□	1	基準点測量の精度が確認できる管理表(各等級ごと)
境界点測量関係				
境界点間距離の精度管理表	⑥	□	1	境界点測量の精度が確認できる管理表
面積計算書	⑦	□	1	境界点の座標値から計算した筆面積が分かる資料
地図及び簿冊				
地図一覧図	⑧-1	●	2	申請する地図の相互の位置関係が分かる図面 ※ 複数枚になる場合に作成
地図	⑧-2	□	2	当該事業で作成した図面(法第19条第5項の指定の対象となる図面)
簿冊	⑨	□	2	簿冊は表紙(別紙様式3)を付し、全部事項証明書及び地積測量図の写しを添付 ※ 登記完了証の交付を受けている場合は、全部事項証明書に代えて、登記完了証の写しを添付することも可
同意書	⑩	▽	1	測量及び調査を行った者の同意を得たことを証する書類(別紙様式4)を添付

「●」… 指定申請のため新たに作成する書類

「□」… 通常の測量及び調査業務において作成される書類

「▽」… 国土調査法第19条第6項に基づいて国土調査を行う者が代行申請する場合にのみ作成する書類

主な相違点

基本的な共通点

申請方法

申請書及び必要書類を御用意の上、国土交通省中部地方整備局 用地部 用地企画課 地籍調査係あてに送付してください。申請書類は電子ファイル（PDF等）及び紙でも一式ご提出ください。なお、地図及び簿冊については指定後に法務局にも送付するため、2部ご用意ください。また、電子ファイル（地籍フォーマット2000含む）については、CD-Rに格納してご提出ください。

（提出時には、事前にご連絡をいただけますと助かります。中部地方整備局では、形式的な審査を行わせていただき、国土交通本省へ提出し実質的な審査を受けることとなります。）

申請手数料

申請手数料は不要です。

19条5項指定申請の留意事項について(申請書)

申請書

国土交通大臣 殿

〇〇〇〇第〇〇号
平成〇年〇月〇日

〒000-0000
所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇
名称 〇〇地方整備局 (〇〇部)
代表者名 〇〇長 〇〇 〇〇 @

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成〇〇年に、〇〇事務所が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項及び国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)第18条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

1. 測量及び調査を行った者の氏名又は名称
〇〇地方整備局 〇〇事務所

2. 作成した地図及び簿冊の名称
国道〇号 〇〇バイパスの用地取得に伴い作成した地図及び調査簿

3. 測量及び調査を行った地域及び期間
〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇・大字〇〇の一部・大字〇〇の一部
平成〇年〇月～平成〇年〇月

4. 測量及び調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第14条に規定する誤差の限度内

5. 添付書類
地図及び簿冊の写し 各2部

ポイント

事業を施行した者の名称を記載する。(同じ名称を記載させる。)

国土交通大臣 殿

国部整備企第〇〇号
令和 年 月 日

所在地
名称
代表者名

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

令和〇年に、〇〇事務所が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項及び国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)第19条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

1. 測量及び調査を行った者の氏名又は名称
〇〇地方整備局 〇〇事務所

2. 作成した地図及び簿冊の名称
国道〇号 〇〇バイパスの用地取得に伴い作成した地図及び調査簿

3. 測量及び調査を行った地域及び期間
〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇 大字〇〇の一部・大字〇〇の一部
令和〇年〇月～令和〇年〇月

4. 測量又は調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第15条に規定する誤差の限度内

5. 添付書類
地図及び簿冊の写し 各2部

記載例①は課長通知(平成15年)に定められた様式であり、これに必要な事項を記入して作成する。

1. 趣旨、目的

国土調査法第19条第5項の規定に基づき、用地部長等が国土交通大臣に指定の申請を行うもの。

2. 必要事項

「国土交通大臣あての国土調査法第19条第5項の認証の申請について(平成15年1月8日国土第352号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)」により様式は定まっている。

3. 留意事項

記載例①のI～VIの留意事項は以下の通り。

I	申請年月日又は記載年月日を記載。
II	事業を施行した者の名称を記載。(総括表と一致)
III	作成した地図及び簿冊の名称を記載。簿冊の名称は「調査簿」とする。
IV	測量及び調査を行った地域(字名まで)及び期間を記載。(総括表と一致)
V	「国土調査法施行令第14条に規定する誤差の限度内」と記載。
VI	「地図及び簿冊の写し」と記載。

令和6年7月～令和6年11月 → 「令和6年」
令和6年7月～令和7年2月 → 「令和6年度」
令和6年7月～令和7年9月
→ 「令和6年から令和7年」、「令和6年度から令和7年度」

国土交通大臣 殿

第 328 号
平成 28 年 2 月 17 日

所在地
名称 A 市
代表者名 印

国土調査法第 19 条第 5 項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成 27 年に A 市が行った測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項及び国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 19 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

成果品の図名

1. 測量及び調査を行った者の氏名又は名称
(事業を施行した者の氏名又は名称)
A 市
2. 簿の名称
確定測量図及び調査簿
3. 測量した地域及び期間
の一部
平成 27 年 11 月
4. 測量又は調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内
5. 添付書類
地図及び簿冊の写し

第 15 条 各 2 部

国土交通省
国土籍 第 1286 号
28.2.22

申請者名は揃えること(同じ名称)
(補助金を活用した場合には、
補助事業者と同じであること)

官報にそのまま記載されるので注意！！

官 庁 報 告			
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を 同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十七年三月 三日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第百五十九号）第十九条の規定に基づ き公告する。 平成二十七年三月十三日 国土交通大臣 太田 昭宏			
測量及び調査を行った者の 名称	測量及び調査を行った者の 名称	測量及び調査を行った者の 名称	測量及び調査を行った者の 名称
株式会社 津田測量	七尾市矢田町地籍図及び調査簿	品川区大崎二丁目 888 番 1 地区 調査簿	品川区大崎二丁目 888 番 1 地区 調査簿
土地家屋調査士 高木秀夫 事務所	青森の森（特別緑地保全地区）地 籍図及び調査簿	堺市美原区大保確定測量図及び調 査簿	堺市美原区大保確定測量図及び調 査簿
青森市	愛知県豊田市の測量図及び調査簿	東京都品川区大崎二丁目 888 番 1 地区	東京都品川区大崎二丁目 888 番 1 地区
石川県七尾市矢田町番号の一 部	愛知県豊田市の測量図及び調査簿	大阪府堺市美原区大保地区	大阪府堺市美原区大保地区

申請書(代行申請) 法19条第6項

【令和2年度の法改正】

地方公共団体等の地籍調査を行う者が、測量・調査を実施した民間等の事業者によって19条5項指定申請することができる制度が創設

民間の開発事業者や、用地買収を伴う公共事業等
(道路、河川、水路、公共施設建設事業等)

「申請書 + 同意書」を提出ください

(別紙様式1)

申請書

舞建地 第118号
令和4年2月7日

国土交通大臣 殿

所在地
●●●市
代表者名

申請者名「●●市」

国土調査法第19条第5項に基づき、国土調査の結果としての認証の申請について

平成22年に、●●株式会社が行った下記の測量及び調査の結果について、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第5項及び国土調査法施行令(昭和27年政令第69号)第15条の規定に基づき、関係書類を添え、国土調査の結果としての認証を申請します。

記

1. 測量及び調査を行った者の氏名又は名称
●●株式会社

2. 測量及び調査を行った土地の所在地
●●市

3. 測量及び調査を行った土地の用途
●●市

4. 測量及び調査の精度
国土調査法施行令第15条に規定する精度の範囲内

5. 国土調査を行う者の名称
●●市

6. 添付書類
地図及び隣接の写し 各2部
測量及び調査を行った者の同意を得たことを証する書類 1部

(別紙様式4)

同意書

日付

●●●市長 殿

所在地
●●株式会社
代表者名

同意書

●●株式会社が行った下記の測量及び調査の結果について、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第6項の規程に基づき、●●市が同条第5項の申請を行うことに同意する。

記

1. 測量及び調査を行った地域
地域名

2. 測量及び調査を行った期間
●●年●月 ~ ●●年●月

申請書の注意点

間違っている例

第 359 号
平成 28 年 2 月 29 日

国土交通大臣 殿

所在地
名称
代表者名

国土調査法第 19 条第 5 項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成 27 年に、
管理者が行った測量及び調査の成果について、
国土調査法（昭和 27 年政令第 59 号）第 19 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

1. 測量者の氏名
管理者

2. 簿冊の名称
跡地確定測量図

3. 測量期間
の一部
2 月

4. 測量又は調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第 14 条に規定する誤差の限度内

5. 添付書類
地図及び簿冊の写し 各 2 部

19条5項で、地図及び簿冊と規定されている内の簿冊にあたるものが無い

14条は誤り

修正後

第 359 号
平成 28 年 2 月 29 日

国土交通大臣 殿

所在地
名称
代表者名

国土調査法第 19 条第 5 項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成 27 年に、
管理者が行った測量及び調査の成果について、
国土調査法（昭和 27 年政令第 59 号）第 19 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

1. 測量者の氏名
管理者

2. 簿冊の名称
跡地確定測量図および調査簿

3. 測量期間
の一部
2 月

4. 測量又は調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第 15 条に規定する誤差の限度内

5. 添付書類
地図及び簿冊の写し 各 2 部

簿冊にあたる調査簿を追加

国土交通省
国土籍 第 1768 号

15条に修正

総括表の注意点

間違っている例

総括表				
都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量(調査)の実施地域名	測量(調査)の実施期間
				平成27年8月 ～平成28年2月
				事業根拠法
				管理者
				測量の方法
				基準点測量の点名及び観測回数
				新点数
				測量の方法
				基準点
				基準点
				3級基準点
				4級基準点
				計5
				確定測量図の精度
				縮尺
				1/500
				枚数
				5枚
				総筆数
				2筆
				総面積
				0.02 km ²
				工程分類
				作業機関名
				代表者名
				検査者氏名
				検査者の所属
				基準点測量
				株式会社
				確定
				確定測量
				株式会社
				測量等
				確定測量図
				株式会社
				測量作業規定等
				公共測量作業規定(平成20年12月24日付国土地院第1号)
				連絡先
				管理者
				E-Mail
				jp)

地図一覧図例示の場合「13筆」

法務局に備え付ける14条地図の枚数。(地図一覧図例示の場合「5枚」)

管轄登記所を追加

修正後

総括表				
都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量(調査)の実施地域名	測量(調査)の実施期間
				平成27年8月 ～平成28年2月
				事業根拠法
				管理者
				測量の方法
				基準点測量の点名及び観測回数
				新点数
				測量の方法
				基準点
				基準点
				3級基準点
				4級基準点
				計5点
				確定測量図の精度
				縮尺
				1/500
				枚数
				5枚
				総筆数
				2筆
				総面積
				0.02 km ²
				工程分類
				作業機関名
				代表者名
				検査者氏名
				検査者の所属
				基準点測量
				株式会社
				確定
				確定測量
				株式会社
				測量等
				確定測量図
				株式会社
				測量作業規定等
				公共測量作業規定(平成20年12月24日付国土地院第1号)
				連絡先
				管理者
				E-Mail
				jp)

測量手法についての誤りが多いので注意

結合多角方式(TS)

管轄登記所を追加

鹿児島県方法務局

総括表

■ふりがなのつけ忘れ

基準点測量の与点

・網平均計算に使用した与点のみ記載

※基準点網図において網で連結されている与点のみ記載

・国家基準点(電子基準点、一等三角点から四等三角点)、街区基準点以外の基準点については助言番号等を必ず記載
・基準点の種類、等級、名称を記載

19条5項指定書
送付先の法務局を記載

都道府県名	市区郡名	町村(区)名	測量(調査)の実施地域名	測量(調査)の実施期間
			の一部	平成26年12月 ～平成27年11月
事業施行者名	代表者名	事業名	事業根拠法	
基準点測量の点名及び既知点数			新点数	測量の方法
街区多角点 60A02			1級基準点	点
街区多角点 60A03			2級基準点	点
街区多角点 60A04			3級基準点	点
街区多角点 60A07			4級基準点	39点
街区多角点 60A08				
街区多角点 60A09				
計6点				
確定測量図の精度	甲2	縮尺	1/500	枚数
総筆数	8筆	総面積	0.008 km ²	1枚
工程分類	作業機名	代表者名	検査者氏名	検査者の所属
基準点測量				
確定	確定測量	〃	〃	〃
測量等	確定測量図	〃	〃	〃
備考	19条5項指定書 送付先の法務局を記載			

「測量の方法の記載例」 GNSS法

- ・電子基準点のみを与点とするGNSS法
- ・GNSS測量(スタティック法)
- ・GNSS測量(RTK法) など

TS(トータルステーション)法

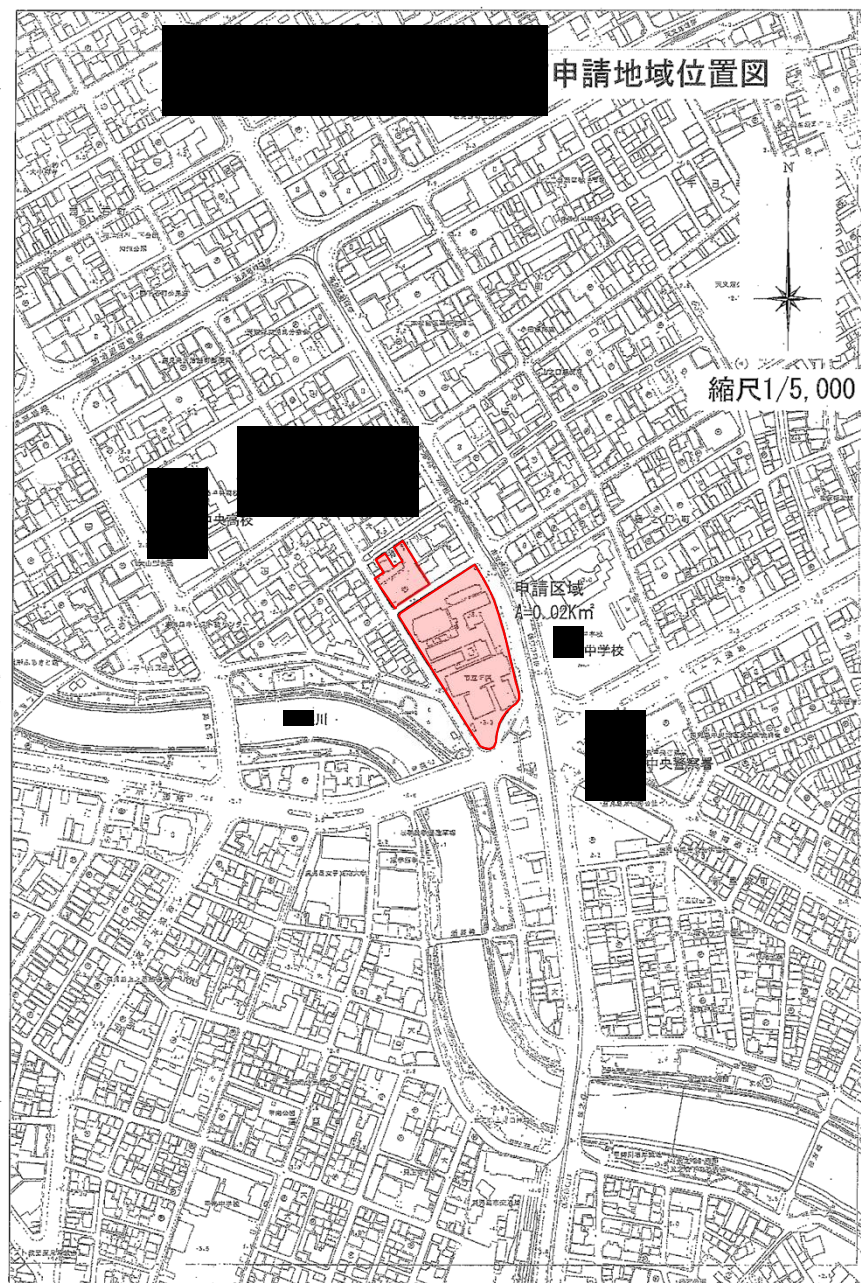
- ・結合多角方式(TS)
- ・単路線方式(TS) など

■数値が表示されるまでの単位

■「検査者」は事業施行者
・検査終了証明については、すべての項目を記載

■採用した作業規程の記載 (地理院の登録番号)

- ・担当者の記載
- ※メールアドレスの記載



- ・サイズについては、特に指定なし
(A4を標準としています)
- ・申請地域およびその周辺を含むこと
- ・方位、縮尺の表示
- ・申請地域を記載(可能な限り正確に)
(着色があるとわかりやすいです。)

留意事項(既設基準点成果の確認)

- 測量予定箇所に設置済みの公共基準点を把握

基準点成果等閲覧サービス

<https://sokuseikagis1.gsi.go.jp/top.html>

- 先行して実施している測量(路線測量等)で設置している基準点について確認

※登録されていない基準点があることに注意

※地籍図根点は表示されない

- 使用する既設基準点の決定

- 新設する基準点を検討

(=測量法第36条の実施計画書)

基準点成果等閲覧サービス

本サービスは、測量法第27条第3項及び同法第42条第1項に基づき、測量成果及び測量記録を閲覧するためのものです

▶ 国土地理院ホーム ▶ 基準点・測地観測データ

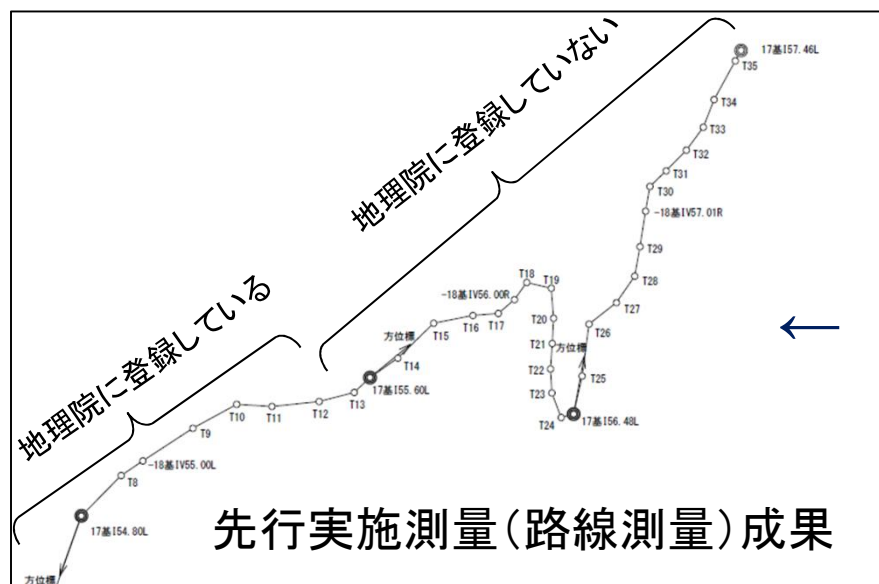
お知らせ

- ・ 街区三角点節点、街区多角点節点、街区点補助点は、国土交通省地籍整備課(国土交通省地籍調査Webサイト)が提供していますので、そちらにお問い合わせください。(令和2年2月20日更新)
- ・ 本サービスPC版サイトをリニューアルしました(令和2年2月15日更新)
- ・ 基準点コードの変更について(平成23年4月1日)

- ・ 街区三角点節点、街区多角点節点、街区点補助点は、国土交通省地籍整備課が国土交通省地籍調査Webサイトで提供しています。
- ・ 基本基準点の移設等維持管理については、管轄する国土地理院の各地方測量部・支所にお問い合わせください。

基準点検索入口

本サイトの動作環境について



基準点成果等閲覧サービス

基準点閲覧メニュー 地名検索メニュー

通常検索 詳細検索

☐ 基本基準点 ☒ 公共基準点

☐ 電子基準点 ☒ 1級基準点

☐ 一等三角点 ☒ 2級基準点

☐ 二等三角点 ☒ 街区三角点

☐ 三等三角点 ☒ 3級基準点

☐ 四等三角点 ☒ 4級基準点

☐ 一等水準点 ☐ 街区多角点

☐ 二等水準点 ☐ 1級水準点

☐ 三等水準点 ☐ 2級水準点

☐ その他基準点 ☐ 3級水準点

☐ ☐ 4級水準点

☐ ☐ その他

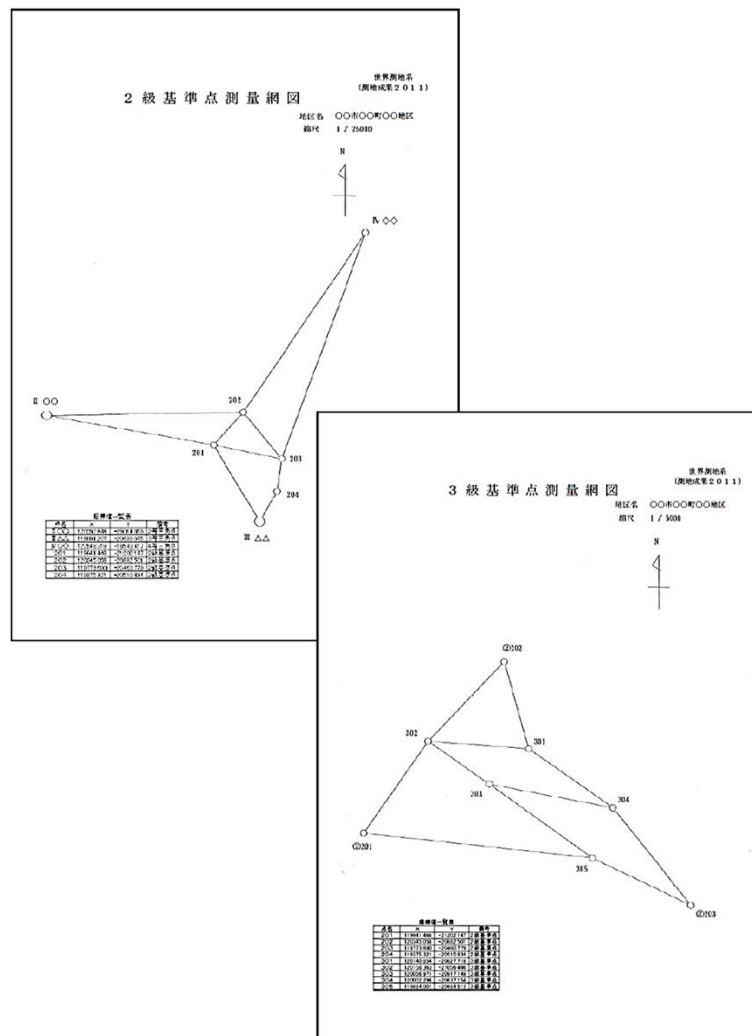
同一箇所



基準点成果等閲覧サービス

基準点網図記載例

記載例④



設置した基準点毎に網図を添付する。

地籍調査で測量の基礎とする点
(国土調査法第38条)

- ・基本三角点
一等～四等三角点及び電子基準点
- ・基本水準点
- ・第19条2項により認証された点
- ・第19条5項により指定された点
- ・公共測量成果(測量法第41条の審査)



使用する既知点はご注意願います。
測量については、採用した法令・作業規程等を遵守し実施願います。

→場合によっては測量の追加が発生！
基準点測量の規定を守っていない事例が非常に多い

公共測量作業規程準則第22条・第23条

第22条 前条第2項に規定する基準点測量の各区分における既知点の種類、既知点間の距離及び新点間の距離は、次表を標準とする。

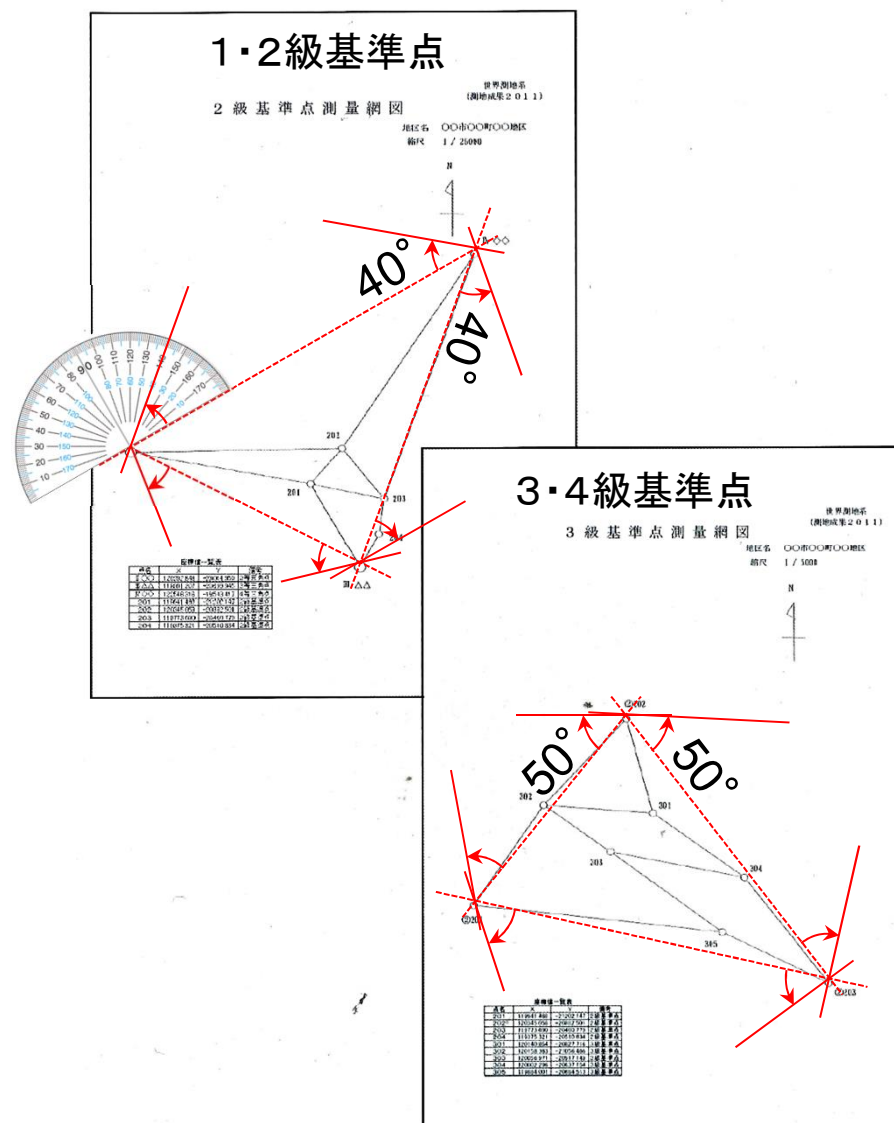
区 分 項 目	1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
既 知 点 の 種 類	電子基準点 一～四等三角点 1級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～2級基準点	電子基準点 一～四等三角点 1～3級基準点
既知点間距離 (m)	4,000	2,000	1,500	500
新点間距離 (m)	1,000	500	200	50

- 2 基本測量又は前項の区分によらない公共測量により設置した既設点を既知点として用いる場合は、当該既設点を設置した測量が前項のどの区分に相当するかを特定の上、前項の規定に従い使用することができる。
- 3 1級基準点測量及び2級基準点測量においては、既知点を電子基準点（付属標を除く。以下同じ。）のみとすることができる。この場合、既知点間の距離の制限は適用しない。ただし、既知点とする電子基準点は、作業地域近傍のものを使用するものとする。
- 4 3級基準点測量及び4級基準点測量における既知点は、厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算又は三次元網平均計算により設置された同級の基準点を既知点とすることができる。ただし、この場合

	1・2級基準点測量	3・4級基準点測量
路線図形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側40°以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60°以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。	同 左 50°以下 同 左 60°以上

区 分		1 級基準点測量	2 級基準点測量	3 級基準点測量	4 級基準点測量
結合多角方式	1 個の多角網における 既 知 点 数	2+ 5 新点数 以上 (端数切上げ)		3 点以上	
		電子基準点のみを既知点とする場合は 2 点以上とする。		——	——
	単位多角形の辺数	10 辺以下	12 辺以下	——	——
	路 線 の 辺 数	5 辺以下	6 辺以下	7 辺以下	10 辺以下 (15 辺以下)
		伐採樹木及び地形の状況等によっては、計画機関の承認を得て辺数を増やすことができる。			
	節 点 間 の 距 離	250m 以上	150m 以上	70m 以上	20m 以上
	路 線 長	3 km 以下	2 km 以下	1 km 以下	500m 以下 (700m 以下)
		GNSS 測量機を使用する場合は、5 km を既知点とする場合はこの限りでない。			
偏 心 距 離 の 制 限	S/e ≥ 6 S：測点間距離 e：偏心距離 電子基準点のみを既知点とする場合は、S を新点間の距離とし、新点を 1 点設置する場合の偏心距離は、この式によらず 100m 以内を標準とする。				
路 線 図 形	多角網の外周路線に属する新点は、外周路線に属する隣接既知点を結ぶ直線から外側 40° 以下の地域内に選点するものとし、路線の中の夾角は、60° 以上とする。ただし、地形の状況によりやむを得ないときは、この限りでない。			同 左 50° 以下	同 左 60° 以上
平 均 次 数	——	——	簡易水平網平均計算を行う場合は平均次数を 2 次までとする。		
備 考		1. 「路線」とは、既知点から他の既知点まで、既知点から交点まで又は交点から他の交点までをいう。 2. 「単位多角形」とは、路線によって多角形が形成され、その内部に路線をもたない多角形をいう。 3. 3 ～ 4 級基準点測量において、条件式による簡易水平網平均計算を行う場合は、方向角の取付を行うものとする。 4. 4 級基準点測量のうち、電子基準点のみを既知点として設置した一～四等三角点、1 級基準点、2 級基準点や電子基準点を既知点とし、かつ、第 35 条第 2 項による機器を使用する場合は、路線の辺数及び路線長について () 内を標準とすることができる。			

記載例④



作業規程の準則 (公共測量作業規程)

第23条(基準点測量の方式)

- ・既知点数
- ・辺数
- ・路線長
- ・路線図形

について確認

網 図: 測量を行った場合の、新点の決定経過や点の位置、相互関係が分かるよう既知点、新点の位置及びそれら相互の観測方向、観測辺長等を地図上や白紙に記入した図。

既知点: 測量によりその位置あるいは高さがすでに求まっている点

基準点等	補助基準点	公共基準点	街区基準点	地籍図根点等
四等三角点		1級基準点		
	補助基準点 (2級相当)	2級基準点	街区三角点	図根三角点
	補助基準点 (3級相当)	3級基準点	街区三角点(節点) 街区多角点	図根多角点(1次)
『4級基準点の新点間の距離の標準は、50m』 〔補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により設置する。〕		4級基準点	街区多角点(節点) 補助点	図根多角点(2次)
		補助基準点		細部図根点

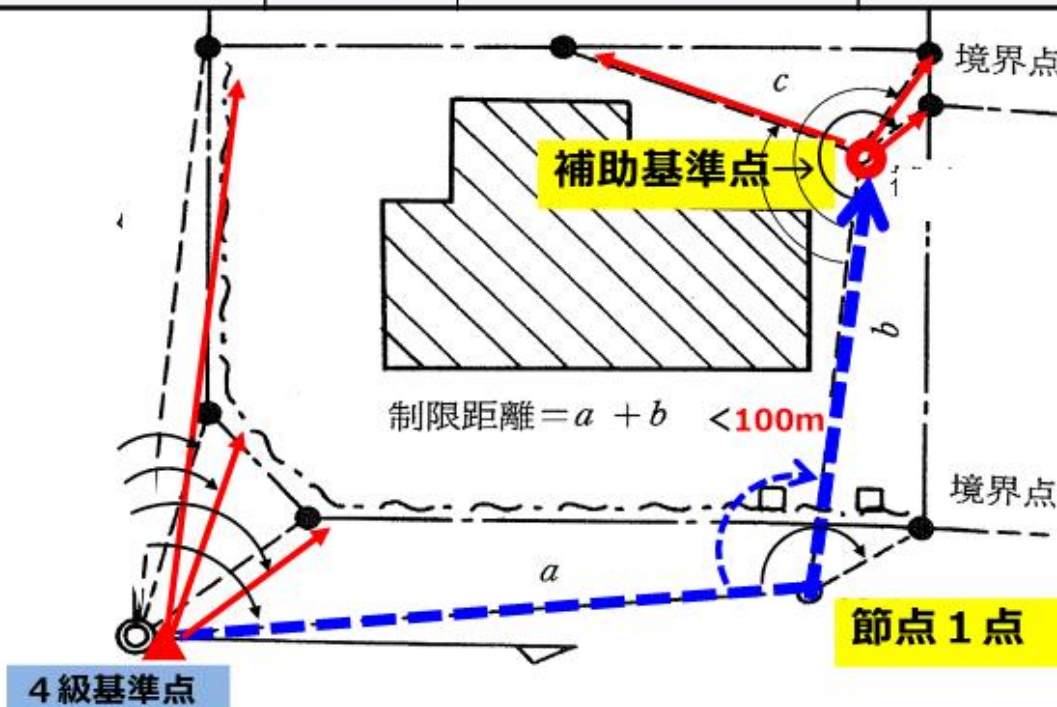
地籍測量は、基本三角点(測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。)若しくは基本水準点(同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。)若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点(以下「基準点等」という。)を基礎として行わなければならない。

補助基準点について(公共測量作業規程)

第681条 3.補助基準点は、基準点から辺長100メートル以内、節点は1点以内の
開放多角 測量により設置。なお、観測の区分等は、次表を標準とする。

補助基準点が設置できる。

区 分	水平角観測	鉛直角観測	距離測定
方 法	2対回 (0°90°)	1対回	2回測定
較差の許容範囲	倍角差	60"	5mm
	観測差		



※補助基準点とは近傍にある既設の4級基準点以上の基準点から境界点を直接測量できない場合に設置する仮の点であり、基準点ではない。

「公共基準点」は以下を提出

〇〇国地開公案第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

審 査 書

〇〇地方整備局 〇〇〇〇事務所
〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇 殿

国土地理院長 

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇号で提出された測量成果等の写しについて測量法(昭和24年法律第168号)第41条第1項の規定により審査したので通知します。

測量成果の名称

〇級基準点測量

審査結果

本成果は、当該作業規程に定める十分な精度を有するものである。

審査概要

審査は提出された成果等を用いて基本的事項全般の精度確認を行った。

所 見

特になし。

契

検 定 証 明 書

日測技発第〇〇〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇会
会長 〇〇 〇〇 殿

東京都〇〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
公益社団法人 日本測量協会
会長 〇 〇 〇 〇 

下記の測量成果及び記録(資料)は、当協会の測量成果検定要領に基づいて検定した結果、別紙検定記録書に記載のとおり適合していることを証明します。

記

業 務 名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務

地 区 名 〇〇〇〇〇〇地区

測 量 種 別 〇級基準点測量

数量(検定数量) 〇点

作業規程等名称 国土交通省公共測量作業規程

基準点測量精度管理表

- ・国土地理院の審査を受けている場合は審査書の写しを添付する
- ・第三者機関による成果検定を受けている場合は検定証明書及び検定記録書を添付する

基準点測量精度管理表(その1)

世界測地系(測地成果2011)

作業名	平成26年度4級基準点測量	地区名		計画機関名		作業機関名		作業班長	
目的		期間	平成26年12月12, 15日	作業量	4級基準点 39点	主任技術者			

路線番号	測点番号	路線長 (Km)	内角数	辺数	点 検 計 算						偏 心	再測数	厳密網平均計算			
					水平位置 (m)		標 高 (m)		方向角 (")				単位重量の 標準偏差	許容 範囲	高低角の 標準偏差	許容 範囲
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲						
結	1 60A02 ~ 60A03	0.290	6	6	0.016	0.220	-0.022	0.235			S=0	6.57	20	15.21	30	
結	2 60A02 ~ 60A07	0.373	8	8	0.029	0.255	-0.002	0.239			T=0					
結	3 60A03 ~ 60A04	0.273	5	6	0.030	0.216	0.008	0.233			V=0					
結	4 60A09 ~ 60A04	0.263	5	5	0.018	0.209										
結	5 60A04 ~ 60A08	0.256	4	5	0.024	0.207	0.001	0.234								
結	6 60A07 ~ 60A08	0.479	10	11	0.022	0.308	-0.004	0.243								
環	1 002 ~ 002	0.481	10	10	0.016	0.075	0.013	0.045	19	158						
環	2 004 ~ 004	0.455	11	11	0.002	0.075	0.013	0.041	0	165	再測率	0.0%				

「点検計算」

「厳密網平均計算」

「点検計算」

「厳密網平均計算」

測 点 番 号	点 検 測 量									主 要 機 器 名 称 番 号		
	距 離			水 平 角			鉛 直 角			ライカTCRA1205L No. 267408		
	点検値	採用値	較 差	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差	永久標識の種別等		
031~032				0° 00' 00"	0° 00' 00"	0	-0° 13' 58"	-0° 14' 23"	+25	種 別	数 量	埋設様式
031~030	47.168	47.166	+0.002			-5	0° 19' 40"	0° 19' 20"	+20	金属標	38	地上
030~031						0	-0° 19' 33"	-0° 19' 18"	-15	コンクリート杭	1	地上
030~028	27.162	27.162	0.000	102° 53' 48"	102° 53' 36"	+12	-0° 47' 18"	-0° 46' 40"	-38	特 記 事 項		
028~030				0° 00' 00"	0° 00' 00"	0	0° 46' 40"	0° 46' 12"	+28	なし		
028~027	36.644	36.641	+0.003	156° 30' 29"	156° 30' 25"	+4	-0° 20' 50"	-0° 21' 23"	+33			

「点検測量」

点検測量が実施されているか

較差 が作業規程で示す制限内か

基準点測量精度管理表(TS法) 修正前

世界測地系

基準点測量精度管理表 その1

作業名	確定測量業務	地区名		計画機関名		作業機関名		作業班長	
目的	用地測量	期間	自: 2015年 8月18日 至: 2016年 2月29日	作業量	4級基準点25点	主任技術者			

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算				摘要
					水平位置		標高				単位重量の標準偏差	許容範囲	高低角の標準偏差	許容範囲	
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲							
		Km			m	m	m	m			"	"	"	"	
1	10A74 ~ 10A75	0.202	5	4	0.002	0.190	0.008	0.230		S = 0 T = 0 V = 0	4.40	20.00			
2	10A75 ~ 1075A	0.230	6	5	0.006	0.201	0.002	0.230							
3	1075A ~ 20D02	0.399	9	8	0.039	0.262	0.047	0.242							
4	10A74 ~ 10D68	0.483	11	10	0.021	0.302	0.002	0.245							
5	4-2 ~ 4-2	0.357	8	8	0.009	0.050	0.003	0.037							
6	4-9 ~ 4-9	0.526	12	12	0.007	0.091	0.007	0.045							
	~														
	~														
	~														
	~														
	~														
	~														

「厳密網平均計算」
高低角の標準偏差
計算されていない

「厳密網平均計算」
高低角の標準偏差
計算されていない

測点番号	点検測量					
	距離			水平角		
	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差
~	m	m	m	° / "	° / "	"
~						
~						
~						
~						
~						
~						

「点検測量」
計算されていない

主要機器名称及び番号		
Y&YSRX5 No.101863		
永久標識の種別等		
種別	数量	埋設様式
金属標	25	地上埋設
特記事項		

基準点測量精度管理表(TS法) 修正後

世界測地系

基準点測量精度管理表 その1

作業名	確定測量業務	地区名		計画機関名		作業機関名		作業班長	
目的	用地測量	期間	自: 2015年 8月18日 至: 2016年 2月29日	作業量	4級基準点25点	主任技術者			

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算				摘要
					水平位置		標高				単位重量の標準偏差	許容範囲	高低角の標準偏差	許容範囲	
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲							
		Km			m	m	m	m	m						
1	10A74 ~10A75	0.202	5	4	0.002	0.190	0.008	0.230		S=0	4.40	20.00	28.04	30.00	
2	10A75 ~1075A	0.230	6	5	0.006	0.201	0.002	0.230		T=0					
3	1075A ~20D02	0.399	9	8	0.039	0.262	0.047	0.242		V=0					
4	10A74 ~10D68	0.483	11	10	0.021	0.302	0.002	0.245							
5	4-2 ~4-2	0.357	8	8	0.009	0.050	0.003	0.037							
6	4-9 ~4-9	0.526	12	12	0.007	0.091	0.007	0.045							
	~														
	~														
	~														
	~														
	~														
	~														

測点番号	点検測量									主要機器名称及び番号		
	距離			水平角			鉛直角			永久標識の種別等		
	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差	点検値	採用値	較差			
4-16 ~4-15	m	m	m	° ' "	° ' "	"	° ' "	° ' "	"	種別		
4-16 ~4-19	41.427	41.426	0.001	181-09-25	181-09-30	-5	0-14-10	0-13-47	+23	数量		
4-16 ~4-17	21.508	21.508	0.000	226-58-30	226-58-55	-25	0-05-17	0-05-00	+17	埋設様式		
4-23 ~4-9				0-00-00	0-00-00	0	0-26-45	0-26-57	-12	金属標 25 地上埋設		
4-23 ~4-24	63.256	63.257	-0.001	192-24-59	192-25-04	-5	0-24-18	0-24-23	+5			
~										特記事項		

国土交通省

世界測地系

基準点精度管理表 その1-2

作業名	院跡地境界 確定測量業務	地区名		計画機関名		作業機関名		作業班長	
目的	用地測量	期間	自：2015年 8月18日 至：2016年 2月29日	作業量	4級基準点25点	主任技術者			

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点検計算				偏心	再測数	厳密網平均計算					摘要
					水平位置		標高				新点位置の標準偏差(m)					
					閉合差	許容範囲	閉合差	許容範囲			点番号	水 平	許容範囲	標 高	許容範囲	
	~ 															

[illegible]

主 要 機 器 名 称 及 び 番 号			
Y7SRX5 No.101863			
永 久 標 識 の 種 別 等			
種 別	数 量	埋 設 様 式	
金属標	25	地上埋設	
特 記 事 項			

基準点測量精度管理表（GNSS法）

作業規程の準則（公共測量作業規程） 第43条（平均計算）

世界測地系
(測地成果2011)

基準点測量精度管理表

作業名	〇〇地区〇〇事業	地区名	〇〇市〇〇地区	計画機関名	〇〇〇〇	作業機関名	〇〇〇〇	作業班長	□□ □□
目的	3級基準点	期間	自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日	作業量	5点	主任技術者	△△ △△		

基線解析辺			仮定三次元網平均						三次元網平均計算	主要機器名称番号
測点名		辺長 (斜距離)	△X		△Y		△Z		斜距離の偏差	
自:	至:		偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲	偏差	許容範囲
304	②203	288.765	0.000	0.020	0.000	0.020	-0.001	0.020		
302	303	172.323	-0.002	0.020	0.000	0.020	0.001	0.020		
②201	305	520.881	0.001	0.020	0.000	0.020	0.000	0.020		
302	②201	261.331	0.001	0.020	0.000	0.020	0.000	0.020		

「三次元網平均(仮定網)」
残差が許容範囲内か点検

「三次元網平均計算(実用網)」
新点位置の標準偏差が許容範囲内か点検

新点位置の標準偏差				点 検 測 量				特 記 事 項		
新 点 名	水 平 位 置		標 高		測 点 名		Δ N		Δ E	Δ U
	標準偏差	許容範囲	標準偏差	許容範囲	自 :	至 :				
304	0.010	0.100	0.012	0.200	302	303	0.005		-0.003	-0.001
305	0.008	0.100	0.011	0.200						

「点検測量」の結果を確認

「点検測量」の結果を確認

記載例⑤

精度管理表: 測量がどの程度の精度で行われたかを見られるように標準偏差等の精度に関する情報をまとめた表

境界測量精度管理表（GNSS法）

作業規程の準則（公共測量作業規程） 第609条(境界点間測量)

世界測地系
(測地成果2011)

境界測量精度管理表

作業名	〇〇地区〇〇事業	地区	〇〇市〇〇地区	計画機関	〇〇〇〇	作業機関	〇〇〇〇	作業班長	□□ □□
街区名		期間	日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至 平成〇〇年〇〇月〇〇日	作業量	A=5.67ha	主任技術者	△△ △△	照査者	〇〇 〇〇

測点	水平位置(距離)				摘 要	測点	水平位置(距離)				摘 要
	計算値	測定値	較 差	制 限			計算値	測定値	較 差	制 限	
	m	m	m	m			m	m	m	m	
114~115 ✓	13.816	13.820	-0.004	0.010	20m未満 10mm 20m以上S/2,000	148~147 ✓	15.175	15.180	-0.005	0.010	20m未満 10mm 20m以上S/2,000
115~179 ✓	19.835	19.845	-0.010	0.010	"	147~228 ✓	20.511	20.520	-0.009	0.010	"
179~180 ✓	11.971	11.980	-0.009	0.010	"	228~152 ✓	15.257	15.259	-0.002	0.010	"
180~181 ✓	1.858	1.860	-0.002	0.010	"	139~233 ✓	21.408	21.410	-0.002	0.010	"
181~114 ✓	20.039	20.047	-0.008	0.010	"	233~228 ✓	14.287	14.290	-0.003	0.010	"
114~149 ✓	13.617	13.615	0.002	0.010	"	133~169 ✓	5.997	5.987	0.010	0.010	"
149~151 ✓	20.246	20.250	-0.004	0.010	"	169~232 ✓	19.483	19.490	-0.007	0.010	"
151~181 ✓	13.607	13.609	0.002	0.010	"	232~233 ✓	14.599	14.600	-0.001	0.010	"
149~148 ✓	1.998	2.000	-0.002	0.010	"	232~235 ✓	18.991	18.990	0.001	0.010	"
148~152 ✓	20.283	20.280	0.003	0.010	"	235~234 ✓	14.597	14.600	-0.003	0.010	"
152~207 ✓	19.008	19.010	-0.002	0.010	"	234~233 ✓	19.010	19.009	0.001	0.010	"
207~206 ✓	2.000	1.998	0.002	0.010	"	234~227 ✓	10.327	10.330	-0.003	0.010	"
206~151 ✓	19.016	19.022	-0.006	0.010	"	227~226 ✓	3.883	3.880	0.003	0.010	"

較差 が作業規程で示す制限内か

記載例⑥

境界点間距離の精度管理表

較差の確認のほか、作業規程で規定されている数量観測がされているか、図面と照合して確認する。

境界測量精度管理表

業務名		業務場所	計画機関	業務機関	点検者
境界確定測量業務					
路線名		期間	作業量	主任技術者	その他
鹿児島市立病院跡地		2015年 8月18日 ～ 2016年 2月29日	A=1.5万㎡		
測点	水平位置 (距離)				摘要
	計算値	測定値	較差	許容範囲	
78 ~ 79	0.924	0.926	-0.002	0.010	
79 ~ 81	0.714	0.716	-0.002	0.010	
81 ~ 83	0.811	0.811	0.000	0.010	
83 ~ 138	0.982	0.981	+0.001	0.010	
138 ~ 136	0.908	0.902	+0.006	0.010	
136 ~ 134	0.888	0.897	-0.009	0.010	
134 ~ 131	1.635	1.633	+0.002	0.010	
131 ~ 129	1.113	1.115	-0.002	0.010	
129 ~ 127	0.902	0.896	+0.006	0.010	
127 ~ 125	1.883	1.885	-0.002	0.010	
125 ~ 124	2.647	2.643	+0.004	0.010	
124 ~ 123	1.796	1.802	-0.006	0.010	
123 ~ 122	1.804	1.803	+0.001	0.010	
122 ~ 121	1.799	1.794	+0.005	0.010	
121 ~ 120	1.795	1.801	-0.006	0.010	
120 ~ 119	1.802	1.804	-0.002	0.010	
119 ~ 118	1.723	1.721	+0.002	0.010	
118 ~ 117	1.797	1.797	0.000	0.010	
117 ~ 116	1.804	1.803	+0.001	0.010	
116 ~ 115	1.801	1.797	+0.004	0.010	
115 ~ 114	2.235	2.242	-0.007	0.010	
114 ~ 142C	1.790	1.789	+0.001	0.010	
142C ~ 111	2.749	2.754	-0.005	0.010	
111 ~ 110	2.261	2.265	-0.004	0.010	
110 ~ 109	1.326	1.327	-0.001	0.010	
109 ~ 108	1.416	1.409	+0.007	0.010	
108 ~ 107	1.372	1.376	-0.004	0.010	
107 ~ 106	2.035	2.034	+0.001	0.010	
106 ~ 105	1.112	1.116	-0.004	0.010	
105 ~ 104	1.736	1.733	+0.003	0.010	
	1.323	1.322	+0.001	0.010	
	0.878	0.882	-0.004	0.010	
103 ~ 102	1.022	1.025	-0.003	0.010	
102 ~ 101	-----	-----	-----	-----	測定不能
101 ~ 100	2.473	2.469	+0.004	0.010	
100 ~ 99	1.942	1.946	-0.004	0.010	
99 ~ 98	1.251	1.248	+0.003	0.010	
98 ~ 97	1.293	1.293	0.000	0.010	

構造物内のため

計算値は入れる

【対応】境界点間の距離が直接測定できない場合は、第550条第8項の規定を準用する

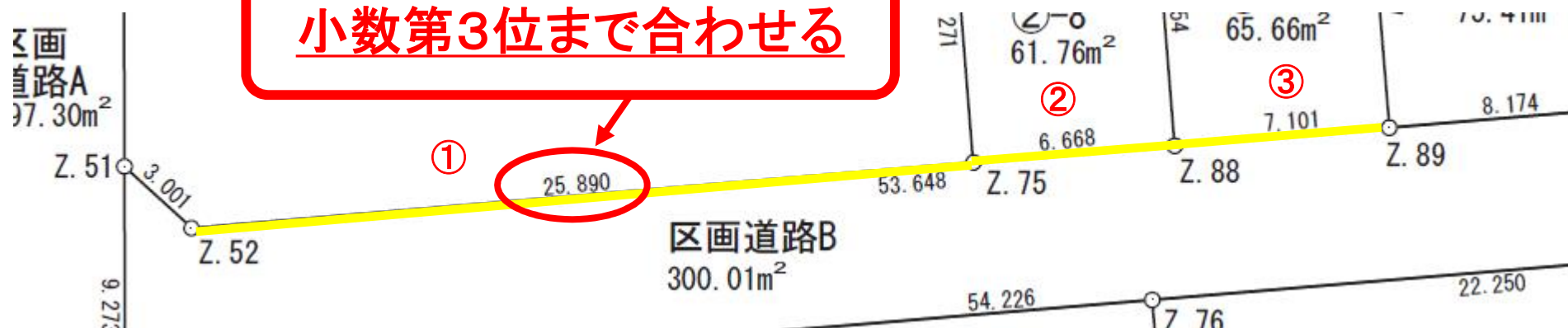
第550条第8項

前項において条件点間(ここでは境界点間)の距離が直接測定できない場合は、その条件点の座標値の決定に用いた既知点以外の既知点から別に求めた座標値の較差又はTSの対辺測定機能を用いて条件点間距離を測定し、その較差により点検する。

境界点間距離の精度管理表

測点		水平位置 (距離)			
		計算値	点検値	較差	許容範囲
①	Z.52 Z.75	25.890 ✓	25.889 ✓	-1 ✓	10 ✓
②	Z.75 Z.88	6.668 ✓	6.666 ✓	-2 ✓	10 ✓
③	Z.88 Z.89	7.101 ✓	7.105 ✓	+4 ✓	10 ✓

小数第3位まで合わせる



精度管理表と図面を突き合わせて必要な点検がされているのかチェックする
必ず行ってください！！（測量の専門的知識は不要。全辺行っているのか突き合わせるだけ）

留意事項(境界点間測量)

国土交通省公共測量作業規程

(境界測量の方法)

第604条 境界測量は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。

(境界点間測量の方法)

第609条第2項 **境界点間測量**は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点(以下「用地境界点」という。)との距離を**全辺について現地で測定し**、第604条及び第606条の規定で計算した距離と比較を行うものとする。なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

中部地方整備局用地調査等業務共通仕様書

(用地測量の基準点)

第56条 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果(基準点網図、測点座標値等)を基に検測して使用するものとする。

2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには監督職員と協議するものとする。

3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けるものとする。

面積計算書 (座標法)

- 49

境界立会

- 境界立書**
- 1) 境界立会依頼書には国土調査法第19条第5項の指定を受けて登記所備付図面に差し替えるとともに、測量の結果に基づき土地の地目、地積、土地所有者の住所及び氏名の情報が変更される場合がある旨、必ず記載する。
 - 2) 境界確認書にも上記1)と同様に記載し、同意を得る。

1)境界立会依頼書

1)境界立会依頼書

〇〇事務所長 〇〇〇〇

預函〇号 〇〇バイパスの
 用地測量に伴う土地境界立会について（お願ひ）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当事務所の事業につきましては、平素からご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、同函〇号〇〇バイパス建設に係る用地測量調査を下記のとおり実施することとなりました。つきましては、測量予定地域内と隣接地帯の地権者の皆様との立ち会いによる境界確認を下記の日程により行いたいと存じます。ご参加と存じます。ご協力の賜るらしくお願い申し上げます。

また、当日ご参加出来ない方は、親にお手紙で
 ようお願いいたします。併せては、近隣諸宅に在席は、代理人等を選定して下さいますようお願いし、ご
 関係する委任状が必要となりますので、下記の連絡先へ
 送付して下さい。

なお、国土調査法第 19 条第 4 項に基づく制度により、今回の測量による成果を登記所に
 送付して登記所の図面を差し換える予定です。また、測量した結果に基づき、登記され
 ている土地の地目、地籍、土地所有者の住所及び氏名の情報が変更される場合があります。

記

1.	依頼を依頼する土地	〇〇市〇〇町 大字〇〇字〇〇番〇	
2.	会 日	時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時	
		空回りの場合と存じます。	
3.	集 合 場 所	地 界 内 地 上 部	
4.	持 参 品	品 地籍図等がございましたらご持参ください。	

以上のご用意をお願いいたします。

【お断り】

〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目 〇番〇

〇〇地方警察署 〇〇事務所 〇課（担当〇〇）

電話 0000-0000-0000

〇〇〇〇第〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇事務所

〇 〇 〇

家

1. 申込みをお断りする上様：〇〇市〇〇町 大字〇〇字〇〇 〇〇番〇
2. 会 合 日 時：平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時
空雨天的場合でも行われます。
3. 集 合 場 所：貸間とおとり
4. 持 参 品：鍋裏図等がございましたらご持参ください。
額印のご用意をお願いいたします。

【連絡先】
〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目 〇番〇
〇〇地方整備局 〇〇事務所 〇〇課（担当〇〇）
電話 0000-000-0000

と、同意の上、下記の要領で実施することといたしました。つきましては、測量予定地域内と隣接地の地権者の皆様の立ち会いによる境界確認を下記の日程により行いたいと存じます。ご多忙中と存じますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、当日ご参加出来ない方は、誠にお手数ですが、下記の連絡先までご連絡下さいませようお願いします。併せて、遠距離に住所があるなど当日ご参加出来ない場合には、代理人等を選定して下さいませようお願いします。その際には、土地の境界立会いに関する委任状が必要となりますので、下記の連絡先まで問合せいただけますようお願いいたします。

なお、国土調査法第 19 条第 5 項に基づく制度により、今回の測量による成果を登記所に送付して登記所の図面を差し換える予定です。

記

2. 集 合 日 時：平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時

調本汁第1の各第5項に、

なお、国土調査法第19条第5項に基づく制度により、今回の測量による成果を登記所に送付して登記所の図面を差し替える予定です。また、測量した成果に基づき、登記されている土地の地目、地積、土地所有者の住所及び氏名の情報が変更される場合があります。

ポイント

- ## ポイント
- 依頼書、確認書、いずれも上段の留意事項(抜粋)にある赤囲いのおとり国土調査法第19条第5項の指定を受けて登記所備付図面に差し替える旨を必ず記載する。
 - 確認書は隣接土地も添付が必要。

2) 土地境界立会確認書

土地境界立会諸書

平成○年○月○日
 ○○市○○区
 調査責任者 ○○測量株式会社
 事業所及会者

様式は従前より使用しているもので良いが、以下の内容を必ず記載すること。

下図に記載した土地の境界は、現地で合意しないことと推定した。
 また、国土調査法第19条第9項の指定制度に基づき、今回の対象地における地図を登記所に提出付ける予定であることに同意する。

(立会人) 位 齊 _____
 氏 名 _____ 印 _____

記

区分	所在地	地番	地目	登記簿面積 (㎡)	登記 承継人	備考
対象地	○○市大字○○字△△△	1221 番 1	市地	1134	56	○○○○
隣接地	○○市大字○○字△△△	1222 番	市地	800	25	○○○○
	○○市大字○○字△△△	1223 番	市地	1500		○○○○
	○○市大字○○字△△△	1224 番 1	市地	200	56	○○○○

〇〇市〇〇町一丁目〇番〇
調 査 責 任 者 〇〇測量株式会社 〇〇〇〇 〇〇
事務所立会者 _____

下記に記載した土地の境界は、現地で立会いの上、相違ないことを確認した

また、国土調査法第19条第5項の指定制度に基づき、今回の対象地における地図を登記所に備え付ける予定であることに同意する。

(立会人) 住 所 印

氏 名

なお、国土調査法第19条第5項の指定
制度に基づき、今回の対象地における
地図を登記所に備え付ける予定である
ことに同意する。

に基づき 今回の対象地における

を登記所に備え付ける予定である

隔	00町大字00字△△	1222番	宅地	800	22	0000
---	------------	-------	----	-----	----	------

境界立会

- 3) 相続が発生している場合、境界の確認は相続人全員の確認書若しくは、代表者が立会う場合は相続人全員の委任状が必要となることに注意する。さらに隣接の土地についても相続が発生している場合は同様に全員の確認書若しくは委任状が必要であることにも注意する。
- 4) 境界立会が不調となり境界未定地が発生した場合は、隣接地も含め国土調査法第19条第5項指定対象外となるため、指定範囲について管轄登記所へ情報提供を行い、改めて指定の可否について確認する。

3) 委任状

委 任 状

記載例③-3

私は、

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

氏 名 〇 〇 〇 〇

を代理人と定め、次の土地の境界立会に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

〇 〇 〇 〇 ㊞

・境界を求める土地

〇〇市〇〇町 大字〇〇 字〇〇 〇〇番〇

以 上

1. 趣旨、目的

土地を所有する本人ではなく、代理人が境界立会を行う場合、土地所有者等から権限を委任されていることを確認する。

2. 必要事項

- ・代理人の住所、氏名
- ・権限を委任する旨の記載
- ・土地所有者等の氏名、印（認印で可）
- ・対象土地の所在、地番 等
など

3. 留意事項

・指定申請する筆のうち、土地所有者等ではなく代理人が境界立会を行う場合、土地所有者等が委任していることを証する委任状を全員から入手して添付する。

・これまでに境界立会の際に使用していた委任状に記載例③-3の内容を含んでいば、その委任状を使用することができる。

(参考)

- ・境界立会依頼書の送付と併せて委任状のひな形をあらかじめ送付するなど、立会の当日に記載事項の不備がないようにする。
- ・免許証等で本人確認を行うこと。

ポイント

● 相続が発生している場合、境界の確認は相続人全員の確認書若しくは代表者が立会う場合は相続人全員の委任状が必要。
(19条5項申請の場合については隣接地の場合でも相続人全員の確認書若しくは委任状が必要)

留意事項(指定申請調査簿)

指定申請調査簿

記載例⑩のⅠ～Ⅲの留意事項は以下の通り。

Ⅰ	調査前の管轄法務局に備えられた、地図又は公図より地番を記載し土地登記簿（全部事項証明）の地目、地積、土地所有者住所及び氏名又は名称を記載。
Ⅱ	調査後の（用地測量後）地目、地積、土地所有者住所及び氏名又は名称を記載。 地積は、面積計算書の面積と一致させる。 ただし、異動のないものについては、「原因及びその日付」の欄に「異動なし」の記載をもって足りる。
Ⅲ	地図作成前後で地積が相違する場合「地積錯誤」と記載。 所有者の住所が変更されている場合「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載。 所有者の氏名が変更されている場合「平成〇年〇月〇日氏名変更」と記載。 ※変更の日付である「平成〇年〇月〇日」については、住民票等により確認。 なお、このほかの変更事項が生じた場合は、地籍簿案の作成要領参照。
Ⅳ	調査前後の筆数、地積の合計を記載。 (変更が無い筆も含めて合計する)



総括表と一致

指定申請調査簿

〇〇市〇〇町大字〇〇					調査期間:平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日								
調査前の土地の表示					調査後の土地の表示								
字名	地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名又は名称	字名	地番	地目	地積	所有者の住所及び氏名又は名称	原因及びその日付	区画番号	確認印	
〇〇	9番1	公衆用道路	52	〇〇市						異動なし	1		
〇〇	10番3	山林	8,249	〇〇市〇〇町 〇〇番〇〇〇〇				8,699		地積錯誤	1		
〇〇	11番1	宅地	252	〇〇市〇〇町 〇〇番〇〇〇〇					〇〇市〇〇町 △△番	平成〇年〇月〇日住所移転	2		
〇〇	11番2	宅地	266	〇〇市〇〇町 〇〇番〇〇〇〇					〇〇市〇〇町 □□番	地積錯誤	2		
〇〇	12番1	田	85	〇〇市〇〇町 〇〇番〇〇〇〇					△△〇〇	平成〇年〇月〇日氏名変更	2		
〇〇	12番2	田	145	〇〇市〇〇町 〇〇番〇〇〇〇					〇〇〇〇	氏名錯誤	2・3		
〇〇	13番1	田	115	〇〇市〇〇町 〇〇番〇〇〇〇			畑			平成〇年〇月〇日以下不詳 氏名変更	3		
					7筆					9,614.79			

・調査前の事項と登記事項（土地全部事項証明書）とにそごがないか

・調査後の地積は、面積計算書と一致しているか

・調査前の事項と調査後の事項に相違がある場合に相違内容と変更年月日を記載する。

・認印でよい。
・変更内容はもとより、「異動なし」の場合も異動がないことを確認してもらう。
・相続が発生している場合（遺産分割協議されていない）は、相続者全員

・該当する土地が表示された登記所送付用地図の地図番号を記載する。

留意事項(指定申請調査簿 記載例)

指定申請調査簿(記載例)

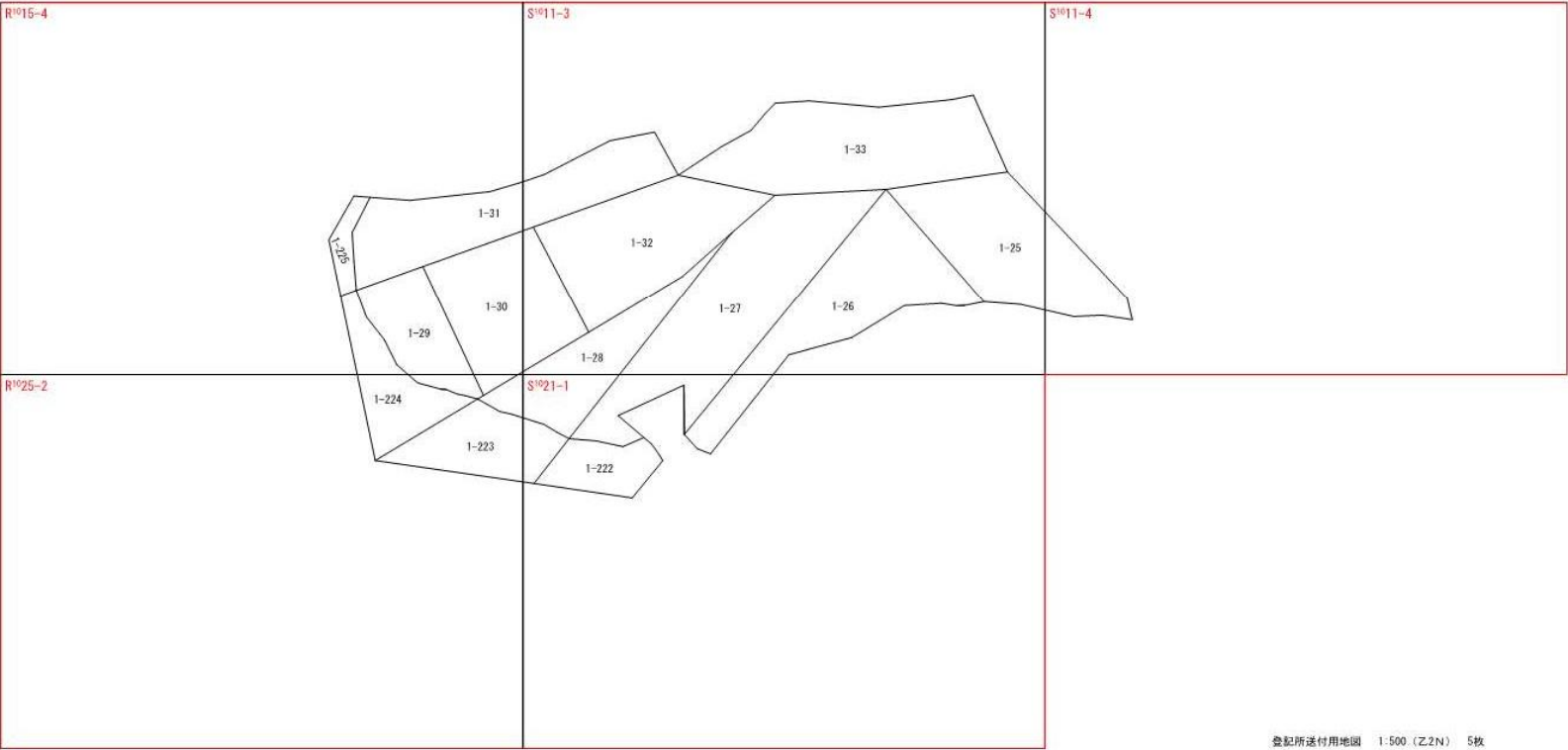
〇〇市〇〇町 大字〇〇					調査期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日										
調 査 前 の 土 地 の 表 示					調 査 後 の 土 地 の 表 示										
字名	地番	地目	地 積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称	I	字名	地番	地目	地 積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称	II	原因及びその日付	III	地図番号	
〇〇	10 番 1	山林	8,249	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇					8,699			地積錯誤		1	確認印
〇〇	10 番 3	公衆用道路	52	〇〇市								異動なし		1	
〇〇	11 番	宅地	252	67 〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇					244	55		地積錯誤		1	確認印
〇〇	12 番 1	山林	115	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇					70			地積錯誤		1	確認印
〇〇	12 番 2	山林	4,532	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇					6,118			地積錯誤		1	確認印
〇〇	107 番 2	公衆用道路	31	〇〇市								異動なし		1	
〇〇	107 番 3	公衆用道路	23	〇〇市								異動なし		1	
〇〇	110 番 2	公衆用道路	60	〇〇市								異動なし		1	
〇〇	110 番 3	公衆用道路	30	〇〇市								異動なし		1	
〇〇	122 番 1	田	1,475	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇					1,558	〇〇市〇〇町 〆〆番 〇〇〇〇		地積錯誤 平成〇〇年〇月〇日 住所移動		1	確認印
〇〇	122 番 2	用恵水路	24	〇〇市								異動なし		1	
~~~~~															
計	72 筆		40,213				72 筆		48,255		IV				

指 定 申 請 調 査 簿												
〇〇市〇〇町大字〇〇				調査期間:平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日								
調査前の土地の表示				調査後の土地の表示								
字名	地番	地目	地 積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称	字名	地番	地目	地 積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称	原因及びその日付	地図番号	確認印
〇〇	9番1	公衆用道路	52	中部市					記載例①	異動なし	1	,
〇〇	10番3	山林	8,249	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 中部太郎				8,699	記載例②	地積錯誤	1	,
〇〇	11番1	宅地	252	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 中部太郎	〇〇市〇〇町 〆〆番 〆〆〆〆				記載例③	平成〇年〇月〇日 住所移転	2	,
〇〇	11番2	宅地	266	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 中部次郎	〇〇市〇〇町 〆〆番 〆〆〆〆				記載例④	住所錯誤	2	,
〇〇	12番1	田	85	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 中部太郎	△△〇〇				記載例⑤	平成〇年〇月〇日 氏名変更	2	,
〇〇	12番2	田	145	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 中部太郎	〇〇□□				記載例⑥	氏名錯誤	2・3	,
〇〇	13番1	田	115	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 中部次郎	畑				記載例⑦	昭和〇年以下不詳 地目変更	3	,
計	7筆		9,16479		7筆			9,61479				
※原因及びその日付欄について												
記載例① 調査前と調査後に変更が無い場合												
記載例② 地積が誤って登記されている場合												
記載例③ 所有者の住所が移転等あった場合(ただし、疎明資料として住民票の写し等の添付が必要)												
記載例④ 所有者の住所が最初から誤って登記されている場合(同上)												
記載例⑤ 氏名が変更、改氏、改名、婚姻、離婚等されている場合(ただし、疎明資料として戸籍謄本等の添付が必要)												
記載例⑥ 氏名が最初から誤って登記されている場合(ただし、疎明資料として戸籍謄本等の添付が必要)												
記載例⑦ 地目に変更があった場合(時期が不明な場合は、「年月日不詳」と記載する)												



地図一覧図(記載例)

地図一覧図 (世界測地系)



登記所送付用地図 1:500 (Z.Z.N) 5枚

地図一覧図	
調査区域名	
縮 尺	1:1,500
測量年月	
測量実施機関名	

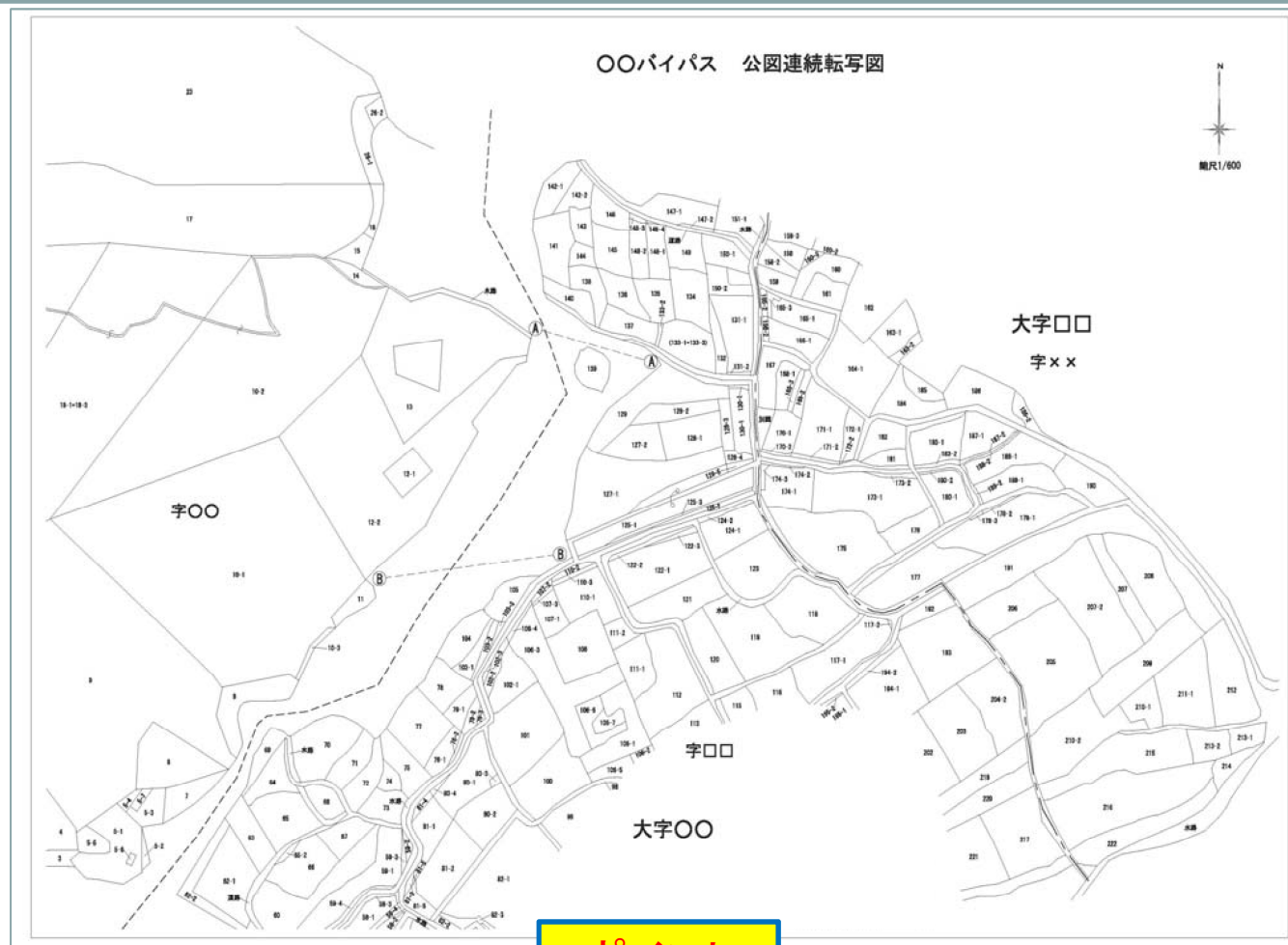
## 登記所送付用地図(記載例)



### ポイント

- ・申請する筆が全て含まれているか
- ・複数枚ある場合、接合しているか
- ・用地買収に伴う分筆線は表示されていないか
- ・公図と比較して各筆の位置・形状に齟齬はないか

## 公図連続転写図



### ポイント

- ・申請する筆が全て含まれているか
- ・登記所送付用地図は、公図と比較して、各筆の位置・形状に齟齬はないか

## 留意事項(まとめ①)

### 特に多い指摘事項等

#### ■基準点測量

- ・使用した作業規程上の違反がある。
  - ⇒ 再測量を求められる場合もあるため、事前に十分確認するとともに違反が判明した場合は迅速かつ適切に対応すること。
- ・審査書等がない。
  - ⇒ 精度確認上のポイントとなるため、測量法や使用する作業規程に沿って適切に手続きを実施すること。

#### ■用地実測図

#### ■登記所送付用地図

- ・公図と比較して、各筆の位置及び形状に齟齬がある。
  - ⇒ 法務局と十分に調整を行うこと。  
(通常の用地測量(用地取得)でも、公図と現況の形状について法務局と相談、調整を実施していると思います。)



## 留意事項(まとめ②)

### 特に多い指摘事項等

#### ■土地境界確認書

- ・指定対象の土地に隣接する土地に関するものが添付されていない。  
⇒ 公図等をよく確認すること。
- ・登記記録上の所有者が死亡している場合でその相続人等が立会いをしているときに、当該相続人等を確認することができる書類(戸籍謄本等)が添付されていない。  
⇒ 登記記録上の所有者(被相続人)が出生してから死亡するまでの戸籍謄本等を添付すること。また、相関図も添付すること。
- ・確認書や委任状が代表者の分だけしかない。  
⇒ 代表者だけでは認められないことに注意し、全員(共有者全員、法定相続人全員)の確認が必要であることに注意すること。
- ・相続人が他にも存在する。  
⇒ 代襲相続等に留意すること。

## 留意事項(まとめ③)

### 特に多い指摘事項等

#### ■ 指定申請調査簿

- ・記載方法に誤りがある。

例1 ; 「〇〇市△△3丁目」 → 「3丁目」を「三丁目」と記載。

例2 ; 市町村名(市町村合併)変更を氏名(名称)変更と記載。

→ 名称の変更ではなく所有者の変更となるので、19条5項の指定申請においては変更することができない。

#### ■ 土地全部事項証明書

- ・指定申請土地に関するものが添付されていない。
- ・登記前申請において、指定対象土地に隣接地に関するものが添付されていない。

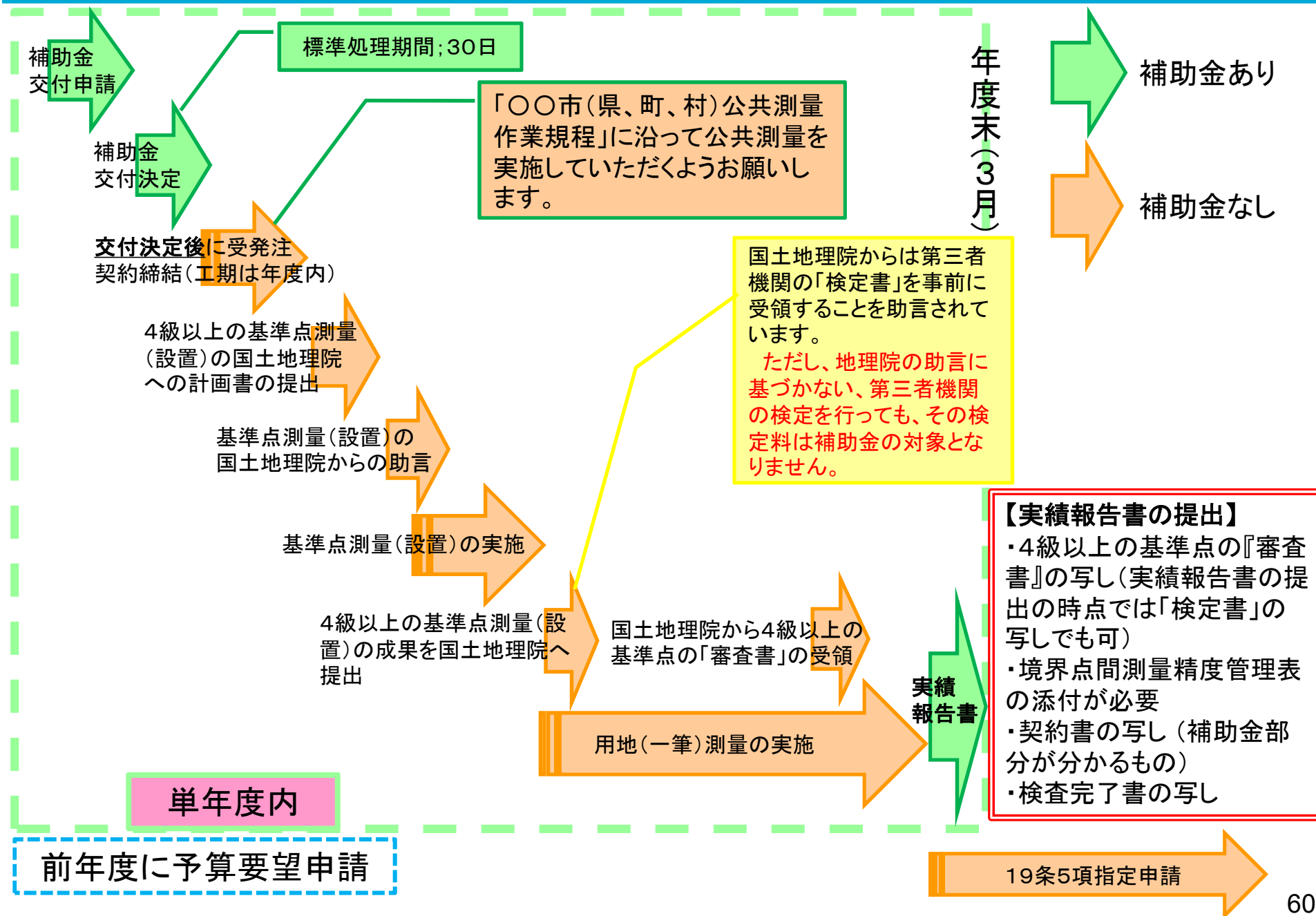
⇒ 公図等をよく確認すること。

#### ■ 境界点間測量

- ・全ての辺の境界点間の検測が実施されていない。

⇒ 測量成果図と精度管理表を照らし合わせて確認すること。

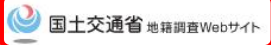
# まとめ(補助金交付申請～実績報告)



## その他(地籍調査Webサイト)

国土交通省HP(地籍調査Webサイト《 <http://www.chiseki.go.jp/index.html> 》)

- ・地籍整備や地籍整備を推進するための情報を紹介
- ・国土調査法第19条5項指定申請に関する手引き等を掲載



[主文へ](#)
[サイトマップ](#)
[よくある御質問](#)
[お問合せ](#)

Google 検索

検索



地籍調査の概要
 

地籍調査の実施状況
 

国の推進施策
 

関連法令
 

地籍調査資料集
 

### 地籍調査について知りたい方へ

地籍調査はどんなことをしているの？

**まんがが地籍調査**



地籍調査の内容をまんがで紹介しています。

なぜ地籍調査をやっているの？

**地籍調査をしないとこんな困ったことに**



地籍調査が行われていない場合、このようなトラブルが発生することがあります。

地籍調査はどこまで進んでいるの？

**地籍調査状況マップ**



地籍調査の実進状況を確認することができます。

わがまちの地籍調査について聞いてみよう！

**地籍調査の相談窓口**



各地域の担当部署を紹介しています。

### お知らせ

一覧

【最近のトピック】

- 明治時代から現代に至る地籍と地図の歴史について、紹介した**明治150年企画「明治以降の地籍と地図の歴史」**を掲載しています。
- 国土調査法第19条5項の規定に基づく指定制度について解説、整理した「**国土調査法第19条5項指定申請の手引**」を掲載しています。

2021.7.6

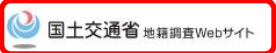
地籍調査の基礎となる情報整備として国土交通省で実施している効率的な導入推進基本案に関する**導入推進案**を掲載しました。

2021.1.15

令和3年度地籍整備推進調査費補助金(民営事業者等直接交付金)について、補助金交付を希望する民営事業者等の募集を開始しました。詳しくは[こちら](#)へ

2020.9.15

国土調査法第19条5項の規定に基づく指定制度について解説、整理した**国土調査法第19条5項指定申請の手引(令和2年9月改訂版)**を掲載しました。



[ホーム](#)
[サイトマップ](#)
[よくある質問](#)
[お問合せ](#)

[地籍調査の概要](#)

[地籍調査の実施状況](#)

[国の推進施策](#)

[関連法令](#)

[地籍調査資料集](#)

[Home](#) > [国の推進施策](#) > 国土調査以外の測量成果の活用について ～国土調査法第19条第5項指定制度～

## 国土調査以外の測量成果の活用について ～国土調査法第19条第5項指定制度～

無駄にしませんか？ 測量成果 一測量成果は正確な地図として登記所に備え付け、将来へ役立てましょう！

土地の正確な情報と共有することは、土地に関わる様々なトラブルを未然に防ぎ、まぎぶりのスムーズな進捗にもつながります。また、土地売買、土地の相続等の際には、境界の確認に要する時やコストを抑えることができます。



```

      graph TD
      A[行政管理者の売却のための測量] --> C[測量成果]
      B[道路寄附申出にかかる測量] --> C
      D[境界許可を受けるために行う測量] --> C
      E[市街地再開発事業、区画整理事業の実施に伴う測量] --> C
      F[道路、学校、病院等の用地取得に向けた測量（用地測量）] --> C
      G[公営住宅団地の建替に伴う測量] --> C
      H[その他量との測量] --> C
      C --> I[登記所へ備付け]
      I --> J[当該地域は地籍調査が原則不要となり財政負担の減少へ！]
    
```

### 知っていますか？「19条5項指定」

土地に関する様々な測量・調査の成果が、地籍調査と同等以上の精度又は正確とある場合には、地籍調査の成果と同様に取扱うことができます。当該成果が国が指定する制度があります。その根拠が国土調査法第19条第5項であることから、これを「19条5項指定」と呼んでいます。

**どんな測量・調査が対象になるの？**

19条5項指定の対象となる測量・調査については、測量法、建築法、農業法等の制限はなく、国土調査と同等以上の精度・正確とあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることができます。

**指定を受けるの？**

指定を受けた地図も、不動産登記法第14条第1項地図（土地の正確な位置、形状を明示した地図）として備え付けるために国土交通大臣などから登記所に届け出ます。

19条5項指定を受けることにより、地籍調査を行ったものと同等に扱われますので、原則として改めて地籍調査を実施する必要がなくなります。

### 19条5項指定申請の手引について

19条5項指定に関する情報、作業手帳及び申請書は事前にダウンロードしました。

[国土調査法第19条第5項指定申請の手引（令和2年9月改訂版）](#)
[\[2.5MB\]](#)



# 全国における地籍調査の進捗率（面積ベース）

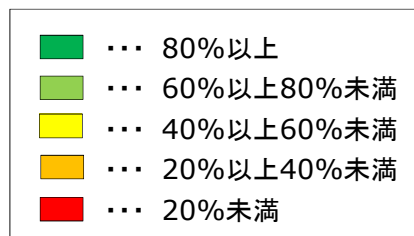
## 地籍調査の対象面積とこれまでの実績（R4年度末）

		対象面積（km ² ）	実績面積（km ² ）	進捗率（%）
全 国		287,966	150,930	52
内 訳	DID（都市部）	12,673	3,384	27
	宅地	19,453	10,051	52
	農用地	77,690	54,940	71
	林地（山村部）	178,150	82,555	46

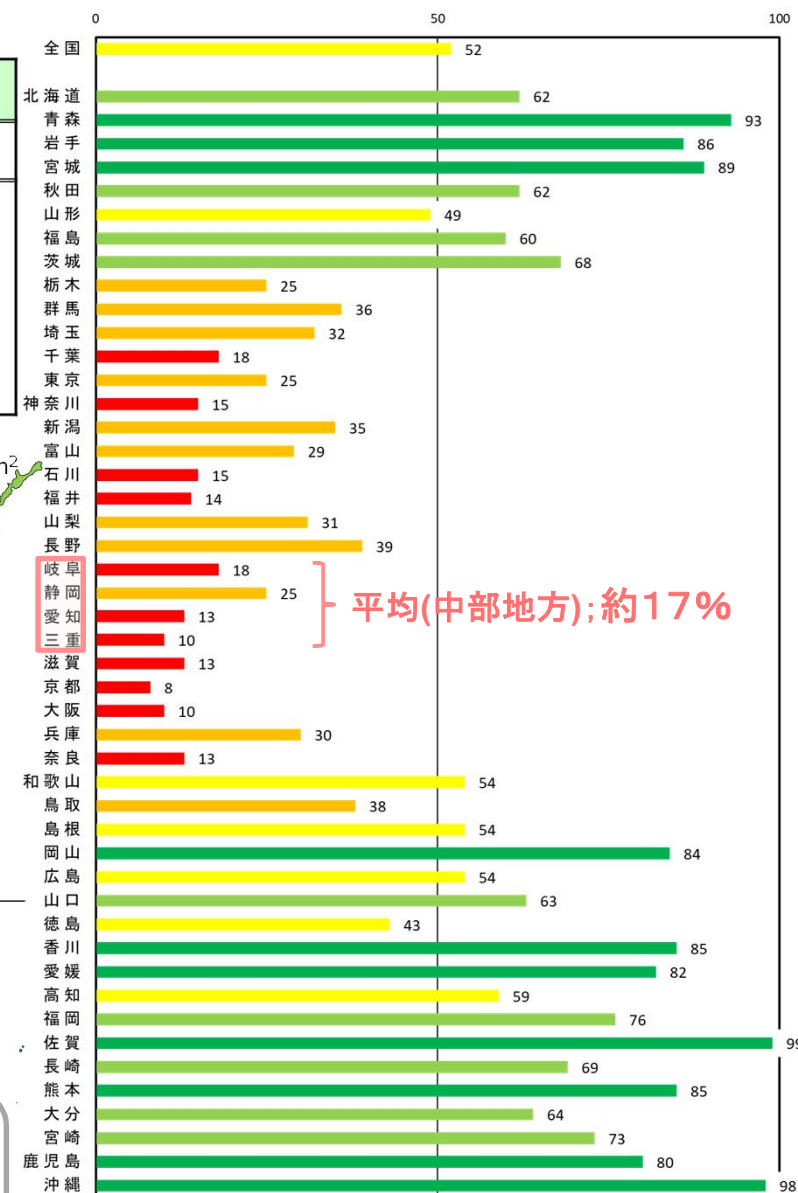
- 対象面積は、全国土面積（377,974km²）から国有林野及び公有水面等を除いた面積
- DIDは、国勢調査による人口集中地区のこと。Densely Inhabited Districtの略。人口密度4,000人/km²以上の国勢調査上の基本単位区が互いに隣接して、5,000人以上の人口となる地域。
- 宅地、農用地及び林地についてはDID以外の地域におけるもの
- 計数は、それぞれ四捨五入によっているので合計は一致しない場合もある。

全国の進捗率：**52%**

優先実施地域※の進捗率：**80%**



- 1km² = 1km × 1km = 100ha
- ・愛知県（調査対象面積 約5,000km²） 1%；50km² = 約7km × 7km
- ★中部（4県：調査対象面積 約25,600km²）  
 R4年度4県の実施面積 約43.3km²（+0.17%）  
 （過去10年間での進捗の伸び率 第1位は「和歌山県」 21%）



# 国土調査法19条5項指定制度のご案内

## 国土調査法19条5項指定制度のご案内

### ～ 土地の測量等業務に携わる自治体職員の皆様へ ～

- 国土調査法19条5項指定制度とは、土地に関する様々な測量・調査の成果が、地方公共団体の実施する地籍調査と同等以上の精度・正確さを有する場合に国土交通大臣等が指定することで、地籍調査の成果と同様の取り扱いとなる制度です。
- この制度は、誰が実施した測量の成果であっても、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることができます。

☆以下のようなタイミングをとらえて、地域開発・都市開発等を行う民間事業者の方への「国土調査法19条5項指定制度」のご紹介をお願いします。

☆開発許可等の事前相談時等

☆官民境界確認申請時等

◎別添パンフレットをご利用、配布のうえご紹介願います。

○自治体の地籍調査担当部署の方と一緒に説明にあたっていただく事をお勧めします。

### 《国からの補助金制度があります》

- ◇補助金の申請に関しましては、例年1月ごろに国土交通省のHPに掲載されます。
- ◇すべての申請に補助金の交付が受けられるものではありません。

#### 【留意事項】※必ず伝えていただきたいこと。

※補助金の交付を受けた際には、**必ず19条5項指定申請を提出していただく必要**があります。

※19条5項指定申請を提出するためには、手引き等に基づき、**測量の精度・正確さを有した手続きを伴う測量の実施が必要**となります。

※補助金の使用に対して会計検査院の検査を受けることになる場合があります。



# 19条5項指定制度のパンフレット

あなたの測量成果、  
将来にもっと役立てて  
みませんか？

皆様が実施した  
測量成果(*)

19条5項指定  
↓  
登記所に備付け

土地境界  
トラブル防止

様々な効果が  
期待されます

将来の土地取引  
円滑化

測量・調査の  
重複実施の防止

災害時の復旧・復興の  
迅速化

土地利用の  
活性化

国土調査法  
19条5項  
指定制度

- 国土調査法19条5項指定制度とは、土地に関する様々な測量・調査の成果が、地方公共団体の実施する地籍調査と同等以上の精度・正確さを有する場合に国土交通大臣等が指定することで、地籍調査の成果と同様の取扱いとなる制度です。
- この制度は、誰が実施した測量の成果であっても、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることができます。
- 指定を受けた地図は、国土交通大臣等から登記所に送付され、不動産登記法第14条第1項の地図(土地の正確な位置、形状を表した地図)として備え付けられます。これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果のばらつきがなくなります。

土地の正確な情報を共有することで、土地に関わる様々なトラブルを未然に防ぎ、まちづくりのスムーズな進捗にもつながります。また、土地売買、土地の相続等の際には、境界の確認に要する時間やコストを抑えることができます。

★19条5項指定を受けようとする測量については、  
国の補助金による支援を受けることができます。

詳しくは裏面を  
ご覧ください。

## 国からの補助金制度があります！

国土交通省では、民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、調査・測量に要する経費について支援しています(地籍整備推進調査費補助金)。

Q 誰でも申込みできるの？

A 地籍調査以外の調査・測量を行う民間事業者等であれば、申し込むことができます。

Q 大きさは関係あるの？

A 一地区当たり500㎡以上であることが必要です。

Q どこで行う測量でもかまわないの？

A 「人口集中地区」又は「都市計画区域」で行う調査・測量が対象となります。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法14条1項地図が備え付けられている地域を除きます。

Q 国の補助率はどのくらい？

A 民間事業者等の場合は、対象経費の1/3以内です。  
※間接補助の場合は、地方公共団体の補助する額の1/2が限度です(地方公共団体が補助制度を設けている必要があります)。

Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

A 19条5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限りです。

調査計画作成  
専門家による検討に要する費用等

(限度額)  
地区当たり20万円

既存資料等収集・整理  
境界査定図等の既存境界資料の収集に要する費用等

(限度額)  
地区当たり500万円+100万円/ha×面積

現況調査  
現地地物の測量に必要な基準点の設置に要する費用等

(限度額)  
地区当たり500万円+100万円/ha×面積

境界確認  
現地調査や現地立会に要する費用等

(限度額)  
地区当たり500万円+100万円/ha×面積

予備調査  
作成した成果図等の精度検証に要する費用等

(限度額)  
地区当たり30万円

成果作成  
測量成果のとりまとめ、19条5項指定申請資料作成に要する費用等

(限度額)  
地区当たり30万円

民間事業者の  
直接補助の例

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は500万円+100万円×1ha=600万円となります。  
国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、600万円×1/3=200万円が国の補助金の上限となります。

## 指定の事例 北品川五丁目第1地区市街地再開発



面積  
約3.6ha

## 民間開発事業の測量成果が 19条5項指定に結びついた事例

施行者：  
北品川五丁目第1地区市街地再開発組合

建築工事着工	平成24年4月
建築工事完了	平成27年9月
19条5項指定申請	平成28年2月
19条5項指定	平成28年4月
登記所に送付され地図として備え付け	

～制度の詳細などのお問合せ先～

国土交通省 不動産・建設経済局 地籍整備課  
TEL 03-5253-8111 (代表)

19条5項指定 検索  
地籍整備 補助金 検索



ご清聴ありがとうございました



# 国土調査法19条5項指定制度のご案内

## ～ 土地の測量等業務に携わる自治体職員の皆様へ ～

- 国土調査法19条5項指定制度とは、土地に関する様々な測量・調査の成果が、地方公共団体の実施する地籍調査と同等以上の精度・正確さを有する場合に国土交通大臣等が指定することで、地籍調査の成果と同様の取り扱いとなる制度です。
- この制度は、誰が実施した測量の成果であっても、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることができます。

☆以下のようなタイミングをとらえて、地域開発・都市開発等を行う民間事業者の方への「国土調査法19条5項指定制度」のご紹介をお願いします。

☆開発許可等の事前相談時等

☆官民境界確認申請時等

◎別添パンフレットをご利用、配布のうえご紹介願います。

○自治体の地籍調査担当部署の方と一緒に説明にあたっていただく事をお勧めします。

## 《国からの補助金制度があります》

◇補助金の申請に関しましては、例年1月ごろに国土交通省のHPに掲載されます。

◇すべての申請に補助金の交付が受けられるものではありません。

**【留意事項】※必ず伝えていただきたいこと。**

※補助金の交付を受けた際には、**必ず19条5項指定申請を提出していただく必要**があります。

※19条5項指定申請を提出するためには、手引き等に基づき、**測定の精度・正確さを有した手続きを伴う測定の実施が必要**となります。

※補助金の使用に対して会計検査院の検査を受けることになる場合があります。



# あなたの測量成果、 将来にもっと役立てて みませんか？



## 国土調査法 19条5項 指定制度

- 国土調査法19条5項指定制度とは、土地に関する様々な測量・調査の成果が、地方公共団体の実施する地籍調査と同等以上の精度・正確さを有する場合に国土交通大臣等が指定することで、地籍調査の成果と同様の取扱いとなる制度です。
- この制度は、誰が実施した測量の成果であっても、国土調査と同等以上の精度・正確さがあると認められる成果であれば、原則として全て指定を受けることができます。
- 指定を受けた地図は、国土交通大臣等から登記所に送付され、不動産登記法第14条第1項の地図（土地の正確な位置、形状を表した地図）として備え付けられます。これにより、測量成果である図面が公的に管理され、成果のばらつきがなくなります。

土地の正確な情報を共有することで、土地に関わる様々なトラブルを未然に防ぎ、まちづくりのスムーズな進捗にもつながります。また、土地売買、土地の相続等の際には、境界の確認に要する時間やコストを抑えることができます。

★19条5項指定を受けようとする測量については、  
国の補助金による支援を受けることができます。

詳しくは裏面を  
ご覧ください。



# 国からの補助金制度があります！

国土交通省では、民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、調査・測量に要する経費について支援しています（地籍整備推進調査費補助金）。

## Q 誰でも申込みできるの？

**A** 地籍調査以外の調査・測量を行う民間事業者等であれば、申し込むことができます。

## Q 大きさは関係あるの？

**A** 一地区当たり500㎡以上であることが必要です。

## Q どこで行う測量でもかまわないの？

**A** 「人口集中地区」又は「都市計画区域」で行う調査・測量が対象となります。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法14条1項地図が備え付けられている地域を除きます。

## Q 国の補助率はどのくらい？

**A** 民間事業者等の場合は、対象経費の1/3以内です。  
※間接補助の場合は、地方公共団体の補助する額の1/2が限度です（地方公共団体が補助制度を設けていることが必要です。）。

## Q 補助の対象となる経費ってどんなものがあるの？

**A** 19条5項の指定申請等による地籍情報の整備に必要な以下の経費で、その行為が交付決定後に行われ、その年度中に行われている場合に限りです。



（限度額）  
地区当たり20万円



（限度額）  
地区当たり500万円+100万円/ha×面積



（限度額）  
地区当たり30万円

民間事業者の  
直接補助の例

民間事業者が1haの土地の「現況調査」を国に直接補助申請した場合、補助対象経費の限度額は500万円+100万円×1ha=600万円となります。  
国の民間事業者に対する補助率は1/3なので、600万円×1/3=200万円が国の補助金の上限となります。

## 指定の事例

### 北品川五丁目第1地区市街地再開発



面積  
約3.6ha

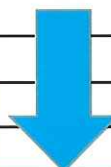


（国土地理院地図を加工して作成）

### 民間開発事業の測量成果が 19条5項指定に結びついた事例

施行者：  
北品川五丁目第1地区市街地再開発組合

建築工事着工	平成24年4月
建築工事完了	平成27年9月
19条5項指定申請	平成28年2月
19条5項指定	平成28年4月



登記所に送付され地図として備え付け

～制度の詳細などのお問合せ先～

国土交通省 不動産・建設経済局 地籍整備課  
TEL 03-5253-8111（代表）

19条5項指定

検索

地籍整備 補助金

検索

